

令和 8 年

第 1 回神戸町議会定例会会議録

令和 8 年 3 月 2 日 開会

令和 8 年 3 月 12 日 閉会

岐阜県神戸町議会

令和8年第1回神戸町議会定例会会議録目次

第1号（3月2日）

開会	3
会議録署名議員の指名について	3
会期の決定について	3
報第1号及び報第2号について（提案説明・質疑・討論・採決）	3
議第1号から議第6号までについて（提案説明・質疑・討論・採決）	6
議第7号から議第22号までについて（提案説明）	18
散会	51

第2号（3月11日）

開議	54
一般質問	54
宮嶋健太郎君	54
林利雄君	61
小川榮一君	67
鈴木愛子君	72
散会	76

第3号（3月12日）

開議	81
議第7号について（質疑・討論・採決）	81
議第8号について（質疑・討論・採決）	81
議第9号について（質疑・討論・採決）	82
議第10号について（質疑・討論・採決）	82
議第11号について（質疑・討論・採決）	82
議第12号について（質疑・討論・採決）	83
議第13号について（質疑・討論・採決）	83
議第14号について（質疑・討論・採決）	84
議第15号について（質疑・討論・採決）	84
議第16号について（質疑・討論・採決）	85

議第17号について（質疑・討論・採決）	8 5
議第18号について（質疑・討論・採決）	8 6
議第19号について（質疑・討論・採決）	8 6
議第20号について（質疑・討論・採決）	8 7
議第21号について（質疑・討論・採決）	8 7
議第22号について（質疑・討論・採決）	8 8
議第23号について（提案説明・採決）	8 8
議第24号及び議第25号について（提案説明・採決）	8 9
議第26号及び議第27号について（提案説明・質疑・討論・採決）	9 0
閉会	9 1

令和8年第1回神戸町議会定例会付議議案

- 報第1号 専決処分の報告について
- 報第2号 令和7年度神戸町一般会計補正予算（専決第1号）の専決処分の承認について
- 議第1号 令和7年度神戸町一般会計補正予算（第7号）
- 議第2号 令和7年度神戸町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 議第3号 令和7年度神戸町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 議第4号 令和7年度神戸町障がい福祉サービス事業特別会計補正予算（第2号）
- 議第5号 防災行政無線（同報系）設備更新工事の請負変更契約について
- 議第6号 下水管布設（R7補・面整備）第3工区工事の請負変更契約について
- 議第7号 神戸町職員等の旅費に関する条例の制定について
- 議第8号 神戸町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 議第9号 神戸町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
- 議第10号 神戸町スポーツ推進審議会条例の制定について
- 議第11号 神戸町行政手続条例の一部を改正する条例について
- 議第12号 神戸町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第13号 神戸町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 議第14号 令和8年度神戸町一般会計予算
- 議第15号 令和8年度神戸町国民健康保険特別会計予算
- 議第16号 令和8年度神戸町後期高齢者医療特別会計予算
- 議第17号 令和8年度神戸町障がい福祉サービス事業特別会計予算
- 議第18号 令和8年度神戸町学校給食事業特別会計予算
- 議第19号 令和8年度神戸町水道事業会計予算
- 議第20号 令和8年度神戸町下水道事業会計予算
- 議第21号 町道路線の認定について
- 議第22号 町道路線の変更について
- 議第23号 監査委員の選任について
- 議第24号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 議第25号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 議第26号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 議第27号 人権擁護委員候補者の推薦について

令和 8 年 第 1 回 神 戸 町 議 会 定 例 会

(第 1 号)

令和 8 年 3 月 2 日 (月 曜 日)

議 事 日 程（第 1 号）

令和 8 年 3 月 2 日（月曜日）午前 9 時 30 分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 報第 1 号 専決処分の報告について
- 日程第 4 報第 2 号 令和 7 年度神戸町一般会計補正予算（専決第 1 号）の専決処分の承認について
- 日程第 5 議第 1 号 令和 7 年度神戸町一般会計補正予算（第 7 号）
- 日程第 6 議第 2 号 令和 7 年度神戸町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 7 議第 3 号 令和 7 年度神戸町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 8 議第 4 号 令和 7 年度神戸町障がい福祉サービス事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 9 議第 5 号 防災行政無線（同報系）設備更新工事の請負変更契約について
- 日程第 10 議第 6 号 下水管布設（R 7 補・面整備）第 3 工区工事の請負変更契約について
- 日程第 11 議第 7 号 神戸町職員等の旅費に関する条例の制定について
- 日程第 12 議第 8 号 神戸町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第 13 議第 9 号 神戸町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第 14 議第 10 号 神戸町スポーツ推進審議会条例の制定について
- 日程第 15 議第 11 号 神戸町行政手続条例の一部を改正する条例について
- 日程第 16 議第 12 号 神戸町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 17 議第 13 号 神戸町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 日程第 18 議第 14 号 令和 8 年度神戸町一般会計予算
- 日程第 19 議第 15 号 令和 8 年度神戸町国民健康保険特別会計予算
- 日程第 20 議第 16 号 令和 8 年度神戸町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 21 議第 17 号 令和 8 年度神戸町障がい福祉サービス事業特別会計予算
- 日程第 22 議第 18 号 令和 8 年度神戸町学校給食事業特別会計予算
- 日程第 23 議第 19 号 令和 8 年度神戸町水道事業会計予算
- 日程第 24 議第 20 号 令和 8 年度神戸町下水道事業会計予算
- 日程第 25 議第 21 号 町道路線の認定について
- 日程第 26 議第 22 号 町道路線の変更について

出席議員（10名）

議長	宮川一美君	副議長	大場光晴君
1番	深貝仁則君	3番	宮嶋健太郎君
4番	小川榮一君	5番	西脇博文君
6番	林利雄君	7番	宮嶋三郎君
8番	飯沼満君	10番	鈴木愛子君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

町長	藤井弘之君	副町長	金指義樹君
教育長	岡田勝彦君	総務部長兼 総務課長兼 危機管理監	河出真志君
民生部長兼 健康福祉課長	石原宏一君	産業建設部長兼 産業環境課長兼 企業誘致推進室長	土屋典生君
教育委員会 調整監兼 生涯学習課長	小野健君	会計管理者兼 税務課長	佐藤森行君
まちづくり 戦略課長	和藤潤司君	住民保険課長	末村春美君
子ども家庭課長	名和功二君	建設課長	堀智君
上下水道課長	山崎裕之君	教育課長	野下あゆみ君

本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長	竹下政文	書記	早野有香
--------	------	----	------

○議長（宮川一美君） おはようございます。

全員の方にお集まりいただきましてありがとうございます。

この1か月間いろいろ選挙があったり、冬季オリンピックがあったり、またアメリカのイラン攻撃があったり、非常に騒がしい世の中になってまいりましたけれども、よろしく願います。

今日はお弁当を用意してありますので、いつものように簡潔に執行部にお願いしてあります。

ただいまから令和8年第1回神戸町議会定例会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名について

○議長（宮川一美君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第126条の規定により、会期を通じ、2番 大場光晴君、3番 宮嶋健太郎君の御両名にお願いします。

会期の決定について

○議長（宮川一美君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。今定例会の会期は、本日から3月12日までの11日間にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、会期は本日から3月12日までの11日間に決定しました。

報第1号及び報第2号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（宮川一美君） 日程第3、報第1号 専決処分の報告について、日程第4、報第2号 令和7年度神戸町一般会計補正予算（専決第1号）の専決処分の承認について、以上2議案を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長 金指義樹君。

○副町長（金指義樹君） おはようございます。

それでは、初めに専決処分をさせていただきました報告2件につきまして御説明を申し上げます。

初めに、日程第3、報第1号 専決処分の報告についてです。

地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

1枚おめくりをいただきまして、専第1号 専決処分書。

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分する。

1. 損害賠償の額は14万3,015円。
2. 損害賠償の相手方並びに3. 事故の概要は記載のとおりでございます。

この損害賠償額は、町が加入いたします全国自治協会自動車損害共済保険にて適用をいたしました。

令和8年1月16日付にて専決処分をさせていただきましたので、御報告させていただきます。

次に、日程第4、報第2号 令和7年度神戸町一般会計補正予算（専決第1号）の専決処分の承認についてです。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

1枚おめくりをいただきまして、専第2号 専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、次のとおり専決処分する。

1. 令和7年度神戸町一般会計補正予算（専決第1号）。

理由といたしましては、衆議院議員の解散に伴いまして、衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に要する経費に係る予算を早急に調製する必要があるためであります。

令和8年1月23日付で専決処分をさせていただきました。

1枚おめくりをいただきまして、専決内容でございます。

令和7年度神戸町一般会計補正予算（専決第1号）は、次に定めるところによる。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,150万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ94億6,350万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

それでは、最終の6ページをお開きいただきたいと思います。

歳出から御説明を申し上げます。

款2総務費、項5選挙費、目4衆議院議員総選挙費で、全体の補正額は1,150万円となります。

内訳としましては、節1報酬の84万円のうち、委員等報酬の55万円は投開票立会人並びに投

開票管理者の報酬、そのほかに会計年度任用職員の報酬として29万円を計上しております。節3職員手当等の390万円は、期日前投票等における職員の休日時間外勤務手当並びに選挙当日の投開票事務に携わる従事者手当になります。節8旅費の1万円は、会計年度任用職員の通勤手当の計上。節10需用費の104万円は、選挙事務に関連します消耗品費から修繕料までそれぞれ必要となる額をここに計上してございます。節11役務費の191万円は、通信運搬費として投票入場券等の郵便代に135万円の計上のほか、選挙機器の点検や選挙公報の封入作業の手数料に56万円の計上。節12委託料の115万円は、ポスター掲示場の設置及び入場券等電算処理委託料であります。節13使用料及び賃借料の5万円は、コピー機等の機器借上料。節17備品購入費として、投票用紙の自動交付機を4台、また開票作業で使用いたします計数機を2台等、合わせて260万円を計上いたしております。

前のページ、5ページにお戻りをいただきたいと思えます。

歳入です。

款10項1目1地方交付税、節1普通交付税で120万円の計上です。基本的には、国政選挙でありますので10分の10の国の経費をもって執行するものでありますが、継続的に使用可能となる選挙用備品の購入については補助額に上限が見込まれるため、予算編成上、一般財源を一部組み入れ、予算調製をしております。

その下、款15県支出金、項3委託金、目1総務費委託金として1,030万円の計上です。

以上が、令和8年1月23日付で専決処分をさせていただきました令和7年度一般会計補正予算（専決第1号）についての説明とさせていただきます。

ここまでが専決処分をさせていただきました2議案の説明となります。御承認賜りますようお願いいたします。

○議長（宮川一美君） これより報第1号議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑はありませんので、以上で質疑を終わり、報第1号 専決処分の報告については報告済みといたします。

これより報第2号議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑を終わり、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論を終わり、採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、報第2号 令和7年度神戸町一般会計補正予算（専決第1号）の専決処分の承認については、原案のとおり承認することに決定しました。

議第1号から議第6号までについて（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（宮川一美君） 日程第5、議第1号 令和7年度神戸町一般会計補正予算（第7号）、日程第6、議第2号 令和7年度神戸町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）、日程第7、議第3号 令和7年度神戸町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、日程第8、議第4号 令和7年度神戸町障がい福祉サービス事業特別会計補正予算（第2号）、日程第9、議第5号 防災行政無線（同報系）設備更新工事の請負変更契約について、日程第10、議第6号 下水管布設（R7補・面整備）第3工区工事の請負変更契約について、以上6議案を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長 金指義樹君。

○副町長（金指義樹君） それでは、続きまして本日採決を賜ります6議案につきまして、順次御説明を申し上げます。

初めに、日程第5、議第1号 令和7年度神戸町一般会計補正予算（第7号）を御説明申し上げます。

補正予算書を御覧いただきたいと思います。

令和7年度神戸町一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億2,650万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ95億9,000万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第2条、繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

第3条、地方債の追加・変更は、「第3表 地方債補正」による。

それでは、14ページをお開きいただきたいと思います。

歳出から御説明を申し上げます。

初めに、款2総務費、項1総務管理費、目4財産管理費では、全体で2億2,798万2,000円の増額補正です。節12委託料で1,780万円の減。国が進めます行政事務の標準化の対象となりま

す20業務について、その一部の内容が令和8年度以降に延期となったことに伴い、岐阜県市町村行政情報センターの総合行政情報システムの移行業務委託料を減額するものであります。節13使用料及び賃借料で1,950万円の減。こちらと同じく標準準拠システムへの移行時期が延期されたことに関連して、ここに記載のとおり、3つの使用料並びに利用料をそれぞれ減額しております。その下、節24積立金で2億6,528万2,000円の計上です。内訳といたしましては、記載のとおり、101. 財政調整基金積立金に2億1,701万1,000円のほか、105. ふるさと納税基金積立金に4,752万6,000円など、それぞれ積み立てるものであります。

次に、項2企画費、目5公共交通費では、節18負担金補助及び交付金で2,260万円の減です。養老線管理機構に対しまして、国の社会資本整備総合交付金を活用した地域公共交通再構築事業、いわゆる養老鉄道への設備投資に係る補助事業になりますが、国庫補助金を効率よく活用するため事業費4,490万円を令和8年度に繰り越して実施することとなりました。このため、機構補助金として令和7年度当初予算に計上いたしておりました6,750万円との差額であります2,260万円をここで減額するものであります。

15ページをお願いいたします。

項4目1戸籍住民基本台帳費では、全体で424万5,000円の減額補正であります。節12委託料では104万5,000円の減額。まず、101. 戸籍システム改修委託料の185万円と109. 住民情報システム改修委託料の215万円の増額は、国の補正予算の社会保障・税番号制度システム整備費補助金を活用して、戸籍法の改正に係りますシステムを改修する経費を計上しており、令和8年度に繰り越して実施するものです。国の補助率10分の10です。その一方で、102. 戸籍システム標準化移行業務に関連して委託料の150万円の減額をはじめ、104と107の住基ネット機器に関係します減額を行っております。また、節13使用料及び賃借料での借上料320万円の減額は、機器更新に伴うリース料について、近隣自治体との共同一括調達をしたことによる減額であります。

続きまして、款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費では、節19の扶助費で5,500万円の増額。障がい者自立支援給付費運営事業に係ります経費の不足分を補うため、記載のとおり、123. 障害者施設入所支援費に2,500万円と124. 共同生活援助費に同じく2,500万円など、それぞれ増額しております。

その下、目2老人福祉費では190万3,000円の減額です。節12委託料では、ばらタクサーサービス事業の不足分を補うため400万円の増額です。節18負担金補助及び交付金の590万3,000円の減額は、安八郡広域連合への負担金を減額いたします。こちら標準システムの移行延期に伴いまして、神戸町の負担額が減されたものであります。

16ページをお願いします。

目4 ふれあいセンター管理費の節2 給料をはじめ、節3 職員手当等、節4 共済費については人件費の減額補正であります。

このほか今回の補正予算におきまして、正職員の給料、職員手当等及び共済費の人件費で、全体で2,700万円の減額をしております。款の区分で申し上げますと、民生費で960万円、衛生費で760万円、土木費で710万円、教育費で270万円それぞれ減額をしております。この人件費につきましても、昨年の9月議会の補正予算におきまして、人事異動にて不足する給与費を補うため2,300万円の増額補正をいたしております。当初予算と比較いたしまして、最終的には400万円の減額となります。

なお、これ以降、人件費の補正につきましては、詳細な説明は省略させていただきますので、御了承願いたいと思います。

その下、目7 後期高齢者医療費は財源内訳の変更。

目8 障がい福祉サービス費では、節27 繰出金で38万円の増額でありまして、決算見込みにより、障がい福祉サービス事業特別会計への繰出金を増額するものです。

次に、項2 児童福祉費、目1 児童福祉総務費では646万4,000円の減額補正です。人件費での減額のほかに、節19 扶助費の150万円の減は、実績を踏まえまして、はいはいベビー券支給事業に係る育児用品購入助成費で減額をしております。節22 償還金利子及び割引料の2万6,000円は、令和6年度子育てファミリーサポート事業交付金の交付額確定に伴いまして、国庫及び県費償還金をそれぞれ1万3,000円の計上であります。

続きまして、17ページをお願いします。

目2 児童措置費では1,834万1,000円の減額です。節18 負担金補助及び交付金では750万円の増額で、町外の保育所に通園する園児の数に応じ、該当する施設に交付するもので、実績を踏まえ不足分を補っております。記載のとおり、102. 子育てのための施設等利用給付費に150万円と、103. 子どものための教育・保育給付費に600万円をそれぞれ増額しております。節19 扶助費の2,625万円の減額は、児童手当の決算見込みにより減額するもの。節22 償還金利子及び割引料では40万9,000円で、その内訳は国庫償還金で31万8,000円、県費で9万1,000円、いずれも令和6年度子ども・子育て支援交付金の交付額確定に伴う返還金であります。

続きまして、款4 衛生費、項1 保健衛生費、目1 保健衛生総務費で490万3,000円の減額です。人件費での減額のほか、節22 償還金利子及び割引料で269万7,000円です。令和6年度の出産子育て応援金、同じく令和6年度の母子保健衛生費国庫補助金の額確定に伴う国庫償還金であります。

その下、目2 予防費では1,435万4,000円の減額で、節12 委託料での1,500万円の減額は、101. 乳幼児予防接種委託料で450万円の減のほか、102. 青少年予防接種委託料で200万円、103. 高

年齢者等予防接種委託料で850万円、それぞれ決算見込額に応じて減額をしております。節22償還金利子及び割引料の64万6,000円につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金などの額確定に伴います国庫償還金であります。

18ページにかけまして、目3環境衛生費では、節18負担金補助及び交付金で110万円の減額です。決算見込みによりまして、合併処理浄化槽設置整備補助金を減額するものであります。

目4保健センター管理費では、節17備品購入費で60万1,000円の計上です。指定寄附金を受けましたので、新たに身長体重計やベビーベッド等の管理用備品を購入するものであります。

次に、項2清掃費、目2じん芥処理費では、節14工事請負費で3,160万円の減額。工事の完了に伴いまして、エコプラザごうどの建設工事費を減額しております。

款6農林水産業費、項1農業費、目1農業委員会費では、節1報酬で168万5,000円の増額補正であります。農業委員会委員並びに農地利用最適化推進委員の活動や成果実績に伴う報酬の増額であります。

その下、目3農業振興費では、節18負担金補助及び交付金で922万8,000円の減額であります。交付実績を踏まえまして、それぞれ増額または減額をしております。106. スマート農業技術導入支援事業補助金で918万1,000円の減額のほか、記載のとおり、それぞれ増額・減額をしております。

19ページをお願いします。

目5農地費では、節12委託料で300万円の減額で、測量・設計委託料につきましては実績を踏まえて減しております。

続きまして、款8土木費、項1土木管理費、目1土木総務費では全体で1,360万円の減額で、人件費での減額のほか、節18負担金補助及び交付金では、101. 木造住宅耐震補強工事補助金と102. 建築物耐震診断補助金で、それぞれ実績を踏まえ、合わせて650万円を減額しております。

続きまして、款9項1消防費、目1非常備消防費では、節1報酬で230万円の減額は消防団員の出勤報酬を実績に応じ減額。

20ページにかけまして、目3防災費では全体で50万円の増額補正です。節14工事請負費で、この後、工事の請負変更契約を御議決いただきます決算見込みから、防災行政無線（同報系）設備更新工事で3,150万円の減額。その一方、20ページでは節17備品購入費で3,200万円の増額です。国の補正予算の中で、新たにメニューに加えられた地域未来交付金を活用して、避難所の防災資機材の購入費を計上しております。国の補助率は2分の1であります。

続きまして、款10教育費、項1教育総務費、目2事務局費では人件費の減額。

その下、項2小学校費、目1学校管理費では、節14工事請負費で、決算見込みから下宮小学校屋内運動場空調機器設置工事で1,270万円の減額。節17備品購入費の65万円は、指定寄附を

受けましたので、各小学校にワンタッチテントを購入する経費の計上です。

その下、項3中学校費、目1学校管理費では、同じく節17備品購入費でアルミ製の合唱台を購入する経費として35万円の計上です。指定寄附金として合計100万円を受けましたので、小学校費、中学校費にそれぞれ予算計上しております。

21ページをお願いいたします。

項4社会教育費、目4公民館管理費は財源内訳の変更。

その下、目6文化財保護費では、節18負担金補助及び交付金で700万円の減額です。文化遺産活用推進事業実行委員会補助金は、事業の完了年度をさらに1年延長することに伴い、今年度の事業予定分の700万円を減額するものであります。

以上、歳出の説明とさせていただきます。

お戻りいただきまして、9ページをお願いいたします。

歳入について御説明を申し上げます。

初めに、款10項1目1地方交付税、節1普通交付税では、額の確定によりまして2億2,680万6,000円を増額するものです。

次に、款14国庫支出金、項1国庫負担金、目1民生費国庫負担金、節1社会福祉費負担金では障害者自立支援給付費負担金で2,750万円の増額。

その下、節2児童福祉費負担金では、001. 児童手当負担金で2,150万円を減額する一方、002. 子どものための教育・保育給付費負担金160万円、003で75万円など、それぞれ増額をしております。

その下、項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金、節1総務管理費補助金では、002. 社会保障・税番号制度システム整備費補助金の400万円の計上で、歳出のところでも申しあげましたが、国の補正予算を活用いたしまして、戸籍法改正に係ります戸籍情報システムの改修経費を計上しております。国の補助率10分の10であります。003. デジタル基盤改革支援補助金の1,930万円の減額は、標準化システムの移行時期が令和8年度以降に先送りされたための減額。その下、節2企画費補助金では、社会資本整備総合交付金で1,130万円の減額は、こちらも歳出のところでも申しあげましたように、養老線管理機構に対するの補助事業であります。国の財源を有効活用するために令和8年度に繰り越して実施することになった分との差額分を減額しております。

10ページをお願いします。

目3衛生費国庫補助金、節1保健衛生費補助金では、循環型社会形成推進交付金として2,055万7,000円の減額。その内訳は、エコプラザごうどの建設工事の関係で2,037万7,000円、合併処理浄化槽設置整備費の関係で18万円、それぞれ減額であります。

その下、目4 土木費国庫補助金では、節1 土木費補助金で、木造住宅耐震関係の実績によりまして社会資本整備総合交付金で210万円の減額。

その下、目5 消防費国庫補助金、節1 消防費補助金は、こちらも歳出のところで申し上げましたが、国の地域未来交付金のメニューを活用して避難所の防災資機材の購入費に充てるもので1,600万円の計上。国の補助率2分の1であります。

続きまして、款15 県支出金、項1 県負担金、目1 民生費県負担金、節1 社会福祉費負担金では、障害者自立支援給付費等負担金で1,375万円の増額。その下、節2 児童福祉費負担金では、001. 児童手当負担金で230万円を減額する一方、002. 子どものための教育・保育給付費負担金で62万円、003で37万5,000円をそれぞれ増額しております。

項2 県補助金、目2 衛生費県補助金、節1 保健衛生費補助金では、事業実績によりまして浄化槽設置整備等事業費補助金で18万円の減額。

11ページにかけまして、目3 農林水産業費県補助金、節1 農業費補助金で359万3,000円の減額です。内訳は、002. 農地利用最適化交付金では283万5,000円の増額でありまして、農業委員会委員等の活動実績等に応じた増額。また、006. スマート農業技術導入支援事業補助金で918万1,000円の減額のほか、011. 元気な農業産地構造改革支援事業補助金では275万3,000円を増額しております。実績により増額・減額をするものであります。

目5 土木費県補助金、節1 土木管理費補助金は、建築物等耐震化促進事業費補助金として実績に応じ126万円を減額。

続きまして、款16 財産収入、項1 財産運用収入、目2 利子及び配当金では、預金等の利息の実績を踏まえ469万6,000円の増額です。001. 財政調整基金の預金利子229万3,000円をはじめ、ここに記載の7つの基金おのおの内訳は記載のとおりであります。

次に、款17 項1 寄附金、目2 総務費寄附金の4,600万円の増額はふるさと納税寄附金、また企業版ふるさと納税寄附金で、これまでの実績及び今後の見込みにより増額をしております。

12ページにかけまして、目3 民生費寄附金では60万1,000円、目4 教育費寄附金では100万円、それぞれ歳出のところで申し上げましたが、指定寄附金を受けましたので、保健センター並びに小・中学校の管理用備品の購入に充てております。

款18 繰入金、項1 特別会計繰入金、目1 後期高齢者医療特別会計繰入金の281万円は、令和6年度の精算分であります。

その下、項2 基金繰入金、目3 公共施設整備基金繰入金で1億4,000万円の減額。内訳は、エコプラザの建設工事の関係で3,000万円、中央公民館大規模改修工事の関係で1億1,000万円、繰入額を減額しております。それぞれ今年度の事業費が確定いたしましたこと、また新たに有利な起債を充てることで、事業費の減額分を踏まえるなどして繰入額を調整しております。

13ページにかけまして、款20諸収入、項5目3の雑入では、全体で108万2,000円の増額です。主なものは、012. 県後期高齢者医療制度円滑運営補助金では実績により100万円の増額。043. その他の雑入では、8万2,000円は予算額調整のための計上であります。

最後に、款21項1町債につきましては、こちらに記載のとおり、6本の起債についてそれぞれの事業費の確定により額の見直し等を行って、全体では100万円の増額補正であります。

以上、歳入の説明とさせていただきます。

お戻りをいただきまして、5ページをお願いいたします。

第2表 繰越明許費補正であります。

追加として、こちらに記載のとおり、4つの事業について令和8年度に繰り越すものであります。

続いて、6ページをお願いいたします。

第3表 地方債補正であります。

まず上段の追加として、起債の目的、中央公民館大規模改修事業債、限度額5,500万円、起債の方法、利率、償還の方法につきましては記載のとおりでございます。

また、下段には、変更として5つの事業債について限度額の見直しを行っておりまして、起債の方法、利率、償還の方法につきましては変更ございません。

以上、令和7年度神戸町一般会計補正予算（第7号）についての説明とさせていただきます。

続きまして、日程第6、議第2号 令和7年度神戸町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を御説明申し上げます。

補正予算書をお願いいたします。

令和7年度神戸町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,500万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20億8,010万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

それでは、7ページをお開きいただきたいと思います。

歳出から御説明を申し上げます。

初めに、款2保険給付費、項1療養諸費、目1療養給付費では、節18負担金補助及び交付金で4,500万円の減額。これまでの実績並びに今後の見込額を考慮いたしまして、診療報酬給付費で減額しております。

次に、款3国民健康保険事業費納付金、項1医療給付費分、また8ページにかけまして、項2後期高齢者支援金等分、項3介護納付金分につきましては、いずれも財源内訳の変更のみで

補正額はございません。

また、款4保健事業費、項1特定健康診査等事業費と最終9ページの項2保健事業費、目1保健衛生普及費につきましても、財源内訳の変更で補正額はございません。

以上、歳出の説明でございます。

続きまして、5ページにお戻りいただきたいと思えます。

歳入について御説明申し上げます。

初めに、款1項1目1国民健康保険税は、調定見込額の減に伴い、全体で6,240万円の減額です。内訳は、節1医療給付費分現年課税分で4,600万円、節2後期高齢者支援金分現年課税分で1,500万円、節3介護納付金分現年課税分で140万円、それぞれ減額をしております。

次に、款5県支出金、項1県補助金、目1保険給付費等交付金では、節1普通交付金で6,157万9,000円の減額で、節2特別交付金では1,000万円の増額。保険給付費の実績を鑑み、それぞれ計上しております。

次に、款7繰入金、項2目1基金繰入金では2,000万円の増額であります。これまで申し上げましたように、保険税並びに普通交付金の減額分を補うため国民健康保険基金から繰り入れるものであります。

6ページをお願いします。

款8項1目1繰越金は、確定しました前年度繰越金4,897万9,000円を計上しております。

以上、令和7年度神戸町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についての説明とさせていただきます。

続きまして、日程第7、議第3号 令和7年度神戸町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について御説明を申し上げます。

補正予算書をお願いいたします。

令和7年度神戸町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,550万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億9,150万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

それでは、最終6ページをお願いいたします。

歳出から御説明を申し上げます。

初めに、款2項1目1後期高齢者医療広域連合納付金では、節18負担金補助及び交付金の保険料等負担金で1,269万円の増額です。こちらは、県の広域連合からの提示によるものであります。

その下、款3 諸支出金、項2 繰出金、目1 一般会計繰出金では、前年度までの繰越金の精算分として281万円を増額するものです。

以上が歳出となります。

続いて、5ページにお戻りいただきたいと思います。

歳入でございます。

初めに、款1 項1 後期高齢者医療保険料では、目1 特別徴収保険料で1,704万3,000円を増額をする一方、目2 普通徴収保険料では1,259万円の減額、それぞれ調定見込額に応じまして現年度分を補正しております。

次に、款5 項1 目1 繰越金は、確定しました前年度繰越金1,069万円を計上しています。

その下、款6 諸収入、項4 目1 雑入では、令和6年度分の保健事業費負担金の精算分として35万7,000円を増額であります。

以上、令和7年度神戸町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についての説明とさせていただきます。

続きまして、日程第8、議第4号 令和7年度神戸町障がい福祉サービス事業特別会計補正予算（第2号）について御説明を申し上げます。

補正予算書をお願いいたします。

令和7年度神戸町障がい福祉サービス事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

こちらの特別会計につきましては、歳入歳出予算総額の増減はございません。

それでは、最終の7ページをお願いいたします。

歳出から御説明を申し上げます。

初めに、款1 項1 もちのき園運営事業費、目1 運営費、またその下、款2 項1 たんぽぽ学園運営事業費、目1 運営費、いずれも財源内訳の変更のみで補正額はございません。

なお、特定財源と一般財源での内訳の変更につきましては、表の中段辺りに記載しております。

5ページをお願いいたします。

歳入について御説明を申し上げます。

初めに、款1 障がい福祉サービス費、項1 介護給付費、目1 生活介護費では、国保連合会からの提示によりまして475万円を減額しております。

その下、項2 障害児通所給付費、目1 児童発達支援費160万円の増額、その下、項3 相談支

援費、目1障害児相談支援費につきましても100万円の増額、いずれも利用人数及び利用回数の増により増額をするものであります。

次に、款3繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金で38万円の増額。こちらは障がい福祉サービス事業、生活介護事業での収入減並びに前年度繰越金の額確定に伴い、増額をしております。

6ページをお願いいたします。

款4項1目1繰越金は、確定しました前年度の繰越金139万4,000円を計上しております。

その下、款5諸収入、項2目1雑入は、予算額調整のため1万4,000円の計上。

最終、款6県支出金、項1県補助金、目1障害福祉サービス事業所等光熱費高騰対策補助金で36万2,000円の計上です。物価高騰の影響を受ける障がい者の生活支援や社会生活を支援することを目的として、県より交付を受けたものであります。

以上、令和7年度神戸町障がい福祉サービス事業特別会計補正予算（第2号）についての説明とさせていただきます。

続きまして、日程第9、議第5号 防災行政無線（同報系）設備更新工事の請負変更契約についてです。

次のとおり、請負変更契約を締結するため、神戸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

記として、3. 契約の金額、変更前4億5,650万円、変更後4億3,850万4,000円。こちらは令和6年の9月定例会で御議決をいただきました工事請負契約の契約金額の変更で、差引き1,799万6,000円の減額であります。主な減額の理由でございますが、本工事は令和6年度から7年度にかけての2か年継続事業として進めてまいりました。今年度、令和7年度に実施をいたしました戸別受信機の設置工事に関し、設置件数が当初予定していた戸数を下回ったため、設置手数料の減額分が主たる要因であります。

次に、日程第10、議第6号 下水管布設（R7補・面整備）第3工区工事の請負変更契約についてです。

提案文につきましては、前議案と同様でありますので省略をさせていただきます。

記として、3. 契約の金額、変更前9,680万円、変更後1億94万9,200円。こちらは、昨年の6月定例会で御議決をいただきました工事請負契約の契約金額の変更で、差引き414万9,200円の増額であります。主な増額の理由は、工事場所の加納地区において、工区内の大部分において想定以上に地下水位が高く、地下水位の低下工事が必要となったこと、また地質が非常に緩い粘土質で埋め戻しに適さない地質であり、路床土の関係で、良質の土に置き換える必要が生じました。そのため、置き換えた良質の土の発生分、並びに粘土層の部分の残土処理費による

増額であります。

以上、6議案の説明とさせていただきます。よろしく御審議賜り、御議決賜りますようお願い申し上げます、提案説明を終わります。

○議長（宮川一美君） これより議第1号議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑を終わり、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論を終わり、採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議第1号 令和7年度神戸町一般会計補正予算（第7号）は、原案のとおり可決されました。

次に、議第2号議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑を終わり、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論を終わり、採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議第2号 令和7年度神戸町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

次に、議第3号議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑を終わり、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論を終わり、採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議第3号 令和7年度神戸町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

次に、議第4号議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑を終わり、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論を終わり、採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議第4号 令和7年度神戸町障がい福祉サービス事業特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

次に、議第5号議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑を終わり、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論を終わり、採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議第5号 防災行政無線（同報系）設備更新工事の請負変更契約については、原案のとおり可決されました。

次に、議第6号議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑を終わり、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論を終わり、採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議第6号 下水管布設（R7補・面整備）第3工区工事の請負変更契約については、原案のとおり可決されました。

ここで10時50分まで休憩します。

午前10時29分 休憩

午前10時50分 再開

○議長（宮川一美君） 休憩を終わり、会議を続けます。

議第7号から議第22号までについて（提案説明）

○議長（宮川一美君） 日程第11、議第7号 神戸町職員等の旅費に関する条例の制定について、日程第12、議第8号 神戸町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、日程第13、議第9号 神戸町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について、日程第14、議第10号 神戸町スポーツ推進審議会条例の制定について、日程第15、議第11号 神戸町行政手続条例の一部を改正する条例について、日程第16、議第12号 神戸町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、日程第17、議第13号 神戸町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について、日程第18、議第14号 令和8年度神戸町一般会計予算、日程第19、議第15号 令和8年度神戸町国民健康保険特別会計予算、日程第20、議第16号 令和8年度神戸町後期高齢者医療特別会計予算、日程第21、議第17号 令和8年度神戸町障がい福祉サービス事業特別会計予算、日程第22、議第18号 令和8年度神戸町学校給食事業特別会計予算、日程第23、議第19号 令和8年度神戸町水道事業会計予算、日程第24、議第20号 令和8年度神戸町下水道事業会計予算、日程第25、議第21号 町道路線の認定について、日程第26、議第22号 町道路線の変更について、以上16議案を一括議題とします。

この際、町長 藤井弘之君から令和8年度の施政方針について発言を求められています。よって、これを認めます。

町長 藤井弘之君。

○町長（藤井弘之君） おはようございます。

本日、令和8年第1回議会定例会が開会されるに当たり、会期を本日より3月12日までの11日間と御決定をいただきました。会期中の各常任委員会を含め、議員各位には御審議等よろしくお願い申し上げます。

また、ただいまは2つの専決処分の報告をはじめ、令和7年度一般会計等の補正予算や工事の請負変更契約、合わせて8つの議案につきまして御承認、御議決を賜り、誠にありがとうございました。

さて、本年度も余すところ、あと僅かとなってまいりました。議員の皆様をはじめ、町民各位の御指導と御協力により、令和7年度の諸事業を順調に進めてこられましたことに対し、ここに厚くお礼を申し上げ、令和8年度の施政方針を述べさせていただきます。

初めに、我が国の経済は、米国の通商政策やいわゆるトランプ新関税による影響で先行きが見通せない中、雇用・所得環境の改善や各種施策の効果により、緩やかな回復傾向を続けている状況にあります。その一方で、今後の物価動向や米中の外交政策やイラン情勢をめぐる動向など、我が国の景気を下押しするリスクとなっており、金融資本市場の変動等の影響にも十分注意する必要があるとされております。

神戸町におきましても、御承知のように、食料品をはじめとした物価高騰に加え、高齢化の進行による社会保障費の増加に直面するなど、多額の財政需要が見込まれ、引き続き厳しい財政運営が続くことが予想されます。しかしながら、エネルギーや食料品価格等の高騰の影響を受ける町民の皆様や事業者の方にとって、町民サービスの低下を招かないことを念頭に置き、限られた財源を効果的に活用することが重要であります。

こうした中、12月の臨時会において御議決をいただきました3つの物価高騰支援対策事業については、速やかに町民の皆様のお手元に配付できるよう順次事業を進めております。商品券の配付については、先週から、一部の御家庭から対面でのゆうパックの配達をスタートしております。また、町指定のごみ袋の配付事業では、既に引換券の郵送を完了しており、同じく水道基本料金の免除事業も2月検針分より始まっております。

さらには、町民の皆様の安全・安心に資する取組、健やかな暮らしを支援する施策、デジタル化の推進などによる町民の皆様の利便性の向上、子育て支援や教育をはじめとする次世代への投資などに主眼を置き、今進めるべき施策を堅実に実行し、未来に向けたまちづくりを推進してまいり所存であります。

それでは、令和8年度の諸施策について、その概要を順次申し上げます。

初めに、全体像といたしましては、2年目となる第6次総合計画に掲げた町の将来像である「みんなの笑顔 未来へつなごう とともに支えあうまち ごうど」を実現するために、町民の皆様との対話を重ねながら、神戸町に将来にわたって笑顔で住み続けていただけるような施策を引き続き進めていきたいと考えております。あわせまして、神戸町まち・ひと・しごと創生第3期総合戦略の着実な推進を図ることで、人口減少や地域の諸課題に対して戦略的かつ積極的に取り組んでまいります。

さらに、「住み続けたいまち ごと」をつくるべく、強い使命感を持って町政運営を進めていきたいと考えております。その一方で、今後も様々な施策を実行していくためには、健全な財政運営を堅持していくことが極めて重要であります。より足腰の強い行財政基盤の構築を図るため、長期的な視点に立ち、堅実に町政運営を進めてまいります。

以上のことを踏まえ、令和8年度予算は、厳しい財政状況の中、限りある財源を効果的に配分するとともに、町民の声にしっかりと耳を傾け、心に寄り添いながら、より質の高いきめ細やかな行政サービスを提供するため、5つの基本目標であります「お互いに助け合う 安心で優しいまちづくり」「住み続けたい 快適で安全なまちづくり」「地域社会を支える人と文化を育むまちづくり」「魅力ある産業で活力を生み出すまちづくり」「住民と行政が力を合わせて創るまちづくり」を政策の柱に置いて予算編成をいたしました。

その結果、一般会計と特別会計及び企業会計を合わせた予算規模は131億7,100万円となり、対前年度当初比5%の減、また一般会計の総額につきましては、対前年度当初比7.3%減の81億5,000万円を計上いたし、過去2番目の規模となる予算案としたところとなります。

それでは、新年度の重点施策につきまして、歳出の概要を総務部等、4部門に分けまして御説明させていただきます。

初めに、総務部関係では、安全・安心なまちづくりを推進するため、引き続き防災・減災と防犯対策を行ってまいります。町政の運営の基本は、町民の生命・財産を守ることであり、毎年全国各地で発生する地震や風水害等のあらゆる自然災害を教訓として、災害に強いまちづくりを一層推進してまいります。

まず、令和2年度に作成いたしました洪水ハザードマップについては、令和3年5月の水防法改正に伴い、岐阜県が洪水浸水想定区域図等を新たに作成、公表されたことから、改定した区域を反映し、更新してまいります。

さらに、新たに防災備蓄管理システムを導入し、町の保有する備蓄品を一元管理することで、在庫の充足率や消費期限など、適正に管理された分かりやすい防災倉庫として、災害時にも迅速かつ的確に対応できるよう取り組んでまいります。今後も、防災資機材の保有率の向上、並びに災害対応力の強化を図ってまいります。

そのほか、先月2月より運用しておりますが、平野井川や奥川など4か所に河川監視カメラを設置いたし、河川状況をリアルタイムで確認できるシステムを構築いたしました。局地豪雨をはじめとした河川増水時には、町民の皆様の安全確保のため、避難指示等の判断基準の一つとして有効に活用してまいります。

次に、防犯対策としては、犯罪防止や抑止効果のため、防犯カメラ50台を設置いたしましたまちかど防犯カメラ設置事業については、適切な運用管理を図りながら、各区における防犯カ

メラ等設置事業と併せ、安全・安心なまちづくりに努めてまいります。

一方、交通安全対策では、自転車乗車時のヘルメットの着用を促進するとともに、事故時の被害リスクの軽減を目的に、引き続き自転車乗用者用ヘルメットの購入に係る費用の助成制度を行ってまいります。

次に、通学定期券購入費用の3分の1を助成する制度であります通学定期券購入助成事業は、子育て世代の経済的負担の軽減と公共交通機関の利用促進、移住・定住の促進の面から実施しており、保護者の皆様からも大変好評をいただいていることから引き続き実施してまいります。

また、養老鉄道につきましては、沿線7市町で設立いたしました一般社団法人養老線管理機構において、鉄道施設の保有管理を担うとともに、継続的で安定的な運営、将来にわたって存続できるよう、国の補助制度を有効に活用して、引き続き沿線市町と連携して財政支援を行ってまいります。

また、町の魅力発信につながる観光事業の推進については、これまでと同様に、観光資源である神戸山王まつりやばら公園いこいの広場などを中心に、より効果的なPRに努めるとともに、養老鉄道広神戸駅前にある、ごうど観光交流館「ひよしの里」を活用し、関係団体と連携して、交流人口の拡大に向け神戸町の魅力を発信してまいります。

また、町では、まちづくり活動を行うグループによる自主的で公益性のある活動に対して、運営や取組に係る費用の一部を助成するまちづくり活動助成金事業を実施し、これまでに6つの団体に対して助成してまいりました。引き続き、創意工夫と情熱にあふれた自主的で公益性のある事業に対して、その活動を支援することでまちづくりへの参画を促してまいります。

次に、秋の一大イベントとして開催いたします神戸Fes!2026については、文化祭と併せて盛大に開催する予定です。にぎわいの創出と、人と人との交流につながるイベントとして開催していきたいと考えております。また、毎年5月にばら公園いこいの広場で開催するGODOローズフェスタについても、バラのまち神戸町をPRするイベントとして実施する予定です。

続いて、デジタル化の推進については、行政事務の効率化や行政サービスのさらなる向上などの様々な課題を解決するため、デジタル技術やAIなどを有効に活用しながら取り組んでまいります。中でも、総合行政情報システムの標準化については、昨年度に引き続き標準準拠システムへの移行を進めていくとともに、事務手続などの業務改善にも取り組みながら、さらなるDXの推進に努めてまいります。

次に、民生部関係です。

初めに、子育て環境の充実として、安心して子供を産み、育てることができるよう、町独自のもうすぐパパママ準備金事業等の支援事業と、国の妊婦のための支援給付事業を併せたすくすくばら菜っこ応援事業を実施し、引き続き子育て家庭への経済的支援の充実を図ります。

また、産後健診に要した費用の一部を助成する産婦健康診査助成事業に加え、1か月児健康診査費用の助成も引き続き行うとともに、産婦が抱える育児不安の軽減やストレスの緩和を促すため、保健師による全戸訪問の継続と助産婦との連携による産後ケア事業の拡充を行い、妊娠期から子育て期にわたるまで、切れ目のない伴走型支援を実施してまいります。

さらに、これまでの町内幼稚園に通う3歳児から5歳児までの給食費の無償化や、町外の認定こども園や幼稚園などに通う3歳児から5歳児までの給食費についても引き続き助成してまいります。

そのほか、お子さんが病気の際に自宅で保育が困難な家庭に対して一時的に保育をする病児・病後児保育事業についても、町内医療機関に委託し、実施してまいります。

また、令和7年度に開設いたしましたごうど児童館では、子供たちが安心して過ごせる居場所として、その機能の充実と円滑な運営に努めてまいります。あわせて、子ども食堂や子供の居場所づくり等に取り組む団体に対して、新たに子ども食堂等支援補助事業により、活動に要する経費の一部を補助し、地域全体で子供を支える体制の強化と子育て支援のさらなる充実を図ってまいります。

次に、地域福祉の推進として、子供から高齢者まで、また障がいのある方、生活困窮者等、地域住民やその世帯の抱える複雑化・複合化した生活の課題やニーズに対応するため、包括的に支援体制を構築する重層的支援体制を充実してまいります。

一方、高齢者福祉の推進につきましては、聴力機能の低下が見られる高齢者の生活の質の維持と社会参加の促進を図るため、補聴器購入に係る費用の助成制度を引き続き実施してまいります。

また、ばらタクサービス事業は大変好評を得ており、町内利用に加え、町外利用については、大垣市民病院、大垣徳洲会病院、西濃厚生病院、新生病院の町外4つの指定医療機関を利用可能とし、外出が困難な在宅高齢者や障がいのある方の通院、買物などの送迎サービスとして支援していきたいと考えております。

さらに、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な取組として、サロンなどの通いの場を活用したフレイル予防や生活習慣病の重症化予防対策を強化するとともに、今後も急速に増加が見込まれる認知症について、町民全体への正しい知識の普及と予防に取り組んでまいります。

次に、窓口サービスについては、住民の負担軽減を図るため、書かない窓口やおくやみ窓口等のサービスを継続するとともに、新たに斎場の利用予約をオンライン化し、利便性の向上を図ってまいります。

次に、産業建設部関係です。

本町では、神戸町都市計画マスタープランの実現に向け、各種施策を実施しているところで

あります。

東海環状自動車道西回りルートは、昨年の8月30日に大野神戸インターチェンジから本巢インターチェンジ間が開通いたしました。これにより、名神高速道路養老ジャンクションから東へ東海北陸自動車道、さらには中央自動車道や新東名高速道路へつながり、神戸町の交通利便性が格段に向上いたしました。このことは、企業といたしましても大変魅力的な条件であります。大野神戸インター周辺では、令和3年から組合施行による西座倉土地区画整理事業が実施されております。令和9年度の工事完成に向け、本格的に道路、水路、調整池等の工事が行われています。町といたしましては、令和8年度も当該事業を支援しながら、併せて優良企業の誘致を進めてまいります。

最後の未開通区間であります養老インターチェンジから三重県のいなべインターチェンジ間の18キロにつきましても工事が進められており、一日でも早い全線開通を期待するところであります。東海環状自動車道の開通を絶好の機会として捉え、産業・観光などあらゆる分野の活性化を目指してまちづくりを進めてまいります。

次に、町道整備関係では、社会資本整備総合交付金を活用して、下宮34号線道路改良事業を実施してまいります。また、令和7年度から複数年かけ施工しております北一色南方1号線をはじめ、経年劣化した町道の舗装の打ち替え工事を実施するとともに、生活道路や排水路、区画線等の整備、修繕につきましても引き続き取り組んでまいります。

次に、令和6年元旦に発生いたしました能登半島地震の際に、多数の木造建築物において倒壊あるいは損壊といった被害が発生し、貴い命が犠牲となりました。この地震により、改めて住宅の耐震化の重要性が浮き彫りになったと感じております。町内には、まだ現在の耐震基準を満たさない旧耐震基準で建てられた建物がありますので、それらの住宅の倒壊から生命と財産を守り、地震被害の軽減を図るため、旧耐震基準で建設された木造建築物の耐震補強工事の補助金について、令和8年度も町費を上乗せし、補助を行ってまいります。

令和8年度は、さらなる住まいの耐震化を推進するため、耐震シェルター等の設置に要する費用に対し、新たに補助を実施してまいります。

また、令和7年度に着手いたしました地籍調査につきましては、公共事業の効率化や災害時における復旧の迅速化、さらには土地取引の円滑化を図るため、計画的に推進してまいります。

産業関連の事業では、引き続き町単独の事業として元気な園芸農業サポート事業を実施していきます。これは、農業資材等の高騰による農業経営への影響を緩和するため、その経費の一部を補助するものです。これと同様に、中小企業・事業者に対しては、元気な中小企業・小規模事業者サポート事業を実施し、販路の開拓や拡大等の活動に対する費用の一部を助成していきます。

一方、農業基盤の施設につきましては、継続的に適正な維持管理に努めるとともに、老朽化した農業用排水路等の改修を図ってまいります。

また、生活環境関連といたしまして、資源ごみ回収施設エコプラザごうどが4月からオープンいたします。これまでの施設に比べ格段に床面積が広がり、さらには施設専用の駐車場を有していることから、この移転を機に、町民のニーズに応えた、より高い利便性とボランティア団体が活動しやすい環境となるよう制度設計を整えてまいりました。また、この施設は環境学習施設としての機能も併せ持ち、地域の方々や子供たちがリサイクルの重要性や資源の有効利用について学ぶ場としても広く活用してまいります。この施設が、より一層町民の環境意識を高め、持続可能な社会に向けた具体的な行動を促す一助となることを期待しています。

次に、下水道事業では、昨年度に引き続き加納区の一部区域で約3.5キロメートルの幹線・面整備工事を計画しており、快適な居住環境づくりのため事業を推移してまいります。

また、上水道事業につきましては、良質な水道水を安定的に供給するため、現行の耐震基準に適合する耐震管への布設替え工事をするとともに、計画的な施設更新や資金確保に取り組み、持続的な水道事業の運営に努めてまいります。

次に、教育委員会関係です。

初めに、学校教育分野についてでございますが、まず小・中学生の給食費無償化事業として、子育て世帯の経済的負担を軽減するため、令和5年度から中学生の無償化を、また令和6年度から小学生の無償化を実施しております。令和8年度からは、国において一定の限度額を設け、小学生の給食費無償化事業が実施されます。神戸町では、国の支援基準額を超える額の給食費、並びに中学生の給食費については町が負担することで、引き続き給食費の完全無償化に取り組んでまいります。

次代を担う児童・生徒への支援策としては、児童・生徒の確かな学力の育成を目指すため、児童・生徒に1人1台のタブレット端末を貸与し、併せて電子黒板を活用するなど、学校ICT化を引き続き推進いたします。

また、快適な環境の下で授業や行事などの学校活動を行えるよう、また災害時の避難所として指定しています学校体育館に順次空調機器の設置を進めております。令和8年度は、南平野小学校の体育館に空調機器の設置工事を実施するほか、令和9年度に北小学校体育館に空調機器を設置するための設計に着手いたします。

次に、社会教育・スポーツ振興分野については、文化財の適切な保存と活用、後世への継承を目的に、神戸町内の国・県・町指定文化財のアーカイブ事業を複数年の事業として新たに実施いたします。

また、令和6年度から取組を行っている中学校部活動地域展開につきましては、教員に代わ

り指導される地域の指導者に対する謝金への補助を行うことで、部活動費の負担を抑え、生徒が部活動に継続して取り組む環境の整備を行ってまいります。

また、国の補助を受け、大ホールの改修を中心に2か年事業として実施しております中央公民館大規模改修事業を、現在8月末の完成を目途に工事を進めております。完成時には、リニューアル記念イベントの実施を現在検討しております。

以上が、重点施策を中心にその概要について申し上げます。

次に、歳入の概要につきまして御説明申し上げます。

初めに、町税では、令和7年度の賦課実績を鑑み、町民税は個人と法人を合わせて対前年度当初比6%の増、また固定資産税につきましては土地・家屋・償却資産を合わせて2.3%の増、これに軽自動車税と町たばこ税を加えた町全体の予算額は3.6%増の28億7,572万8,000円となりまして、歳入に占める割合は35.3%となっております。

次に、地方交付税についてでございますが、令和7年度交付決定額を基礎として算定するとともに、基準財政需要額の費用の中に緊急防災・減災事業債及び緊急自然災害防止対策事業債、これが拡充されるなど、地方財源の確保が図られ、地方財政計画の伸び率等を考慮して、対前年度当初比の0.6%増、17億3,000万円を計上いたしました。

次に、国庫支出金及び県支出金につきましては、補助対象事業による基準額により算出したしまして、国庫支出金は対前年度当初比15%減の9億401万6,000円を、また県支出金も8.3%減の4億7,393万5,000円をそれぞれ計上いたしました。

次に、繰入金は6億9,400万1,000円を計上いたしました。主な内訳としましては、財政調整基金から4億7,000万円、ふるさと納税基金から2億円、公共施設整備基金から2,000万円を繰り入れ、基金を有効に活用してまいります。

最後に、町債につきましては、北一色南方1号線舗装修繕事業債や南平野小学校屋内運動場改修事業債、中央公民館大規模改修事業債のハード事業に対して合計3本を予定してございまして、合計1億8,530万円を計上いたしました。

以上が一般会計の歳入の概要となります。

そのほか、国民健康保険特別会計におきましては、対前年度当初比2.9%減の20億5,300万円、また、後期高齢者医療特別会計は14.1%増の4億2,900万円、障がい福祉サービス事業特別会計におきましても18%増の7,200万円、学校給食事業特別会計は16.9%増の1億4,500万円を、水道事業会計では4.1%減の3億9,600万円を、下水道事業会計は3.3%減の19億2,600万円を計上いたしております。

以上、新年度予算関係について御説明申し上げます。

今議会は、このほかに条例改正や一部改正等を合わせまして16議案を上程いたしております。

各議案の詳細につきましては、この後、副町長並びに産業建設部長より説明いたしますので、格別なる御審議を賜りますようお願い申し上げ、新年度の施政方針とさせていただきます。今議会、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（宮川一美君） これより提案理由の説明を求めます。

副町長 金指義樹君。

○副町長（金指義樹君） それでは、町長の方針説明を受けまして、本日定例会に提案させていただきます条例の制定及び一部改正、並びに令和8年度の各会計の当初予算につきまして、16議案、順次御説明を申し上げます。

初めに、日程第11、議第7号 神戸町職員等の旅費に関する条例の制定についてです。

神戸町職員等の旅費に関する条例を次のとおり定めるものとする。

提案説明として、国家公務員等の旅費に関する法律の一部改正に鑑み、国の規定に準じ、本町における職員等に対する旅費の支給について全面的な見直しを図るため、この条例を定めようとするものです。

それでは、1枚おめくりをいただきまして、神戸町条例第1号 神戸町職員等の旅費に関する条例。

初めに、従前の昭和38年神戸町条例第8号 神戸町職員等の旅費に関する条例、以下「旧条例」と申し上げますが、全部改正いたします。新しく制定する条例、以下「新条例」と申し上げますが、第1条の目的から12ページ、第27条の委任及び12ページ以降、附則と経過措置から成る条例であります。

さらに、附則の13ページ下段、第6項では、神戸町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正。

続いて、14ページ、第7項、神戸町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正、第8項では、神戸町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正、第9項では神戸町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正を行ってまいります。

今回の新条例の制定に関連します、今申し上げました4本の条例について所要の改正を行っております。

その次に、今申し上げました4本の条例の新旧対照表がつけてございまして、4ページございます。

最後に、条例の概要がつけてございます。御覧いただきたいと思います。

神戸町職員等の旅費に関する条例の概要です。

1. 制定の趣旨は、国内外の社会情勢等の変化に対応するため、国家公務員等の旅費に関す

る法律の一部が改正されました。国の規定に準じ、本町における職員等に対する旅費の支給について全面的な見直しを図るため、この条例を制定するものであります。

2. 制定の内容です。今回制定いたします条例については、国の基準と同様の内容を基本としております。

それでは、主な規定内容を御説明申し上げます。

国家公務員等の旅費に関する法律の改正内容に合わせまして、以下の3点についての措置を講ずるものであります。

初めに、①旅費の計算等に係る規定の簡素化です。

参照条文は、第4条と第7条から第19条となります。

デジタル化の進展を踏まえまして、旅行命令簿等の様式を廃止するとともに、旅費の種類及び内容に係る規定を簡素化するものです。一例を挙げますと、宿泊費については、現在の定額支給方式から上限付実費支給方式に変更となります。さらには、現行の日当については、名称を「宿泊手当」に改め、宿泊を伴う旅行について1夜当たりの定額である2,400円を支給する規定を定めます。

なお、今回改正いたします旅費の種類及び内容について主なものを抜粋し、中段以降に一覧表で記載してございます。後ほどお目通しをいただければと存じます。

次に、②旅費支給対象の見直しです。

参照条文は、第2条、第3条、第8条となります。

出張や勤務実態に応じて、自宅発の出張に係る旅費の支給を可能といたします。また、旅行代理店等に対しまして、町から旅行に要する費用を直接支払うことを可能とします。

裏面をお願いいたします。

3つ目が、町費の適正な支出の確保です。

参照条文は第26条となります。

今回の改正によりまして、旅行の実態に即した旅費の支給が可能となります。規定に違反した旅費を受給した旅行者等に対し、旅費の返還を求めるとともに、旅行者の給与等からの控除を可能とするものです。

④として、その他法令の改正や条例の内容精査に伴い、文言の整理を行っております。

3. 附則では、この条例は令和8年4月1日から施行するものとします。

加えまして、経過措置を設けるとともに、先ほど申し上げましたここに記載のある附則第6項から附則の第9項につきまして、4つの条例の一部改正を行っております。

なお、一番下段には、旅費計算の参考といたしまして一覧表にしてございます。東京への日帰り出張と1泊を伴う出張の場合の旅費計算例を特別職・議会議員等、一般職（課長等の場合）

に分けて載せております。後ほど御確認をいただければと思います。

次に、日程第12、議第8号 神戸町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてです。

神戸町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を次のとおり定めるものとする。

提案説明として、児童福祉法第34条の16第1項の規定に基づき、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定めるため、この条例を定めようとするものです。

1枚おめくりをいただきまして、神戸町条例第2号 神戸町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例。

以下、目次並びに第1条の趣旨から12ページ、第28条の委任及び附則から成る条例であります。

一番後ろに条例の概要がつけてございますので、御覧いただきたいと思っております。

神戸町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の概要です。

1. 制定の趣旨です。

児童福祉法の一部改正に基づき、保育所等に通っていないゼロ歳6か月から満3歳未満の子供が、保護者の就労要件等を問わず、保育所等を一定の時間利用することができる乳児等通園支援事業、いわゆるこども誰でも通園制度が令和8年度からスタートします。事業の適正な運営及び利用乳幼児等の安全の確保を図るため、国の認可基準に基づき、4月からの実施に向けて条例を制定するものであります。

制定の内容です。

今回制定する条例は、国が定める乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（内閣府令）を踏まえまして、神戸町において当該事業を実施する際に必要となる設備及び運営に関する基準を定めるものであり、国の基準と同様の内容を基本としております。

制定する内容の詳細につきましては、ここに記載のとおりであります。主な内容を御説明申し上げます。

まず第1条、趣旨。第1条では趣旨を規定し、第2条の最低基準の目的から第4条の最低基準と乳児等通園支援事業者では、事業者は設備及び運営に関し最低基準を遵守し、かつ向上に努めなければならないことを定めます。

第5条の一般原則から第10条の職員の知識及び技能の向上等では、事業者としての一般原則をはじめ、職員の配置、設備の基準、安全計画の策定、非常災害対策等について定めております。また、利用乳児等の安全確保及び衛生管理の徹底を図ることとしております。

第11条の他の施設等と併せて設置するときの設備及び職員の基準から、裏面になりますが、

第19条の苦情への対応では、事業所並びに事業所の職員の禁止事項をはじめ、講じなければならない必要な措置等について規定しております。

次に、第20条の乳児等通園支援事業の区分から第26条の準用では、乳児等通園支援事業についてを2つに区分いたします。1つが一般型、2つが余裕活用型の2つであります。その区分した2つについて、それぞれに設備の基準や職員の配置基準等、支援内容等々について規定してまいります。

第27条の電磁的記録では、書面・帳簿等については、電磁的記録による対応も可能とするもの。

最後、第28条の委任では、この条例に定めるもののほか、必要な事項は別に定めることとします。

3. 附則では、この条例は令和8年4月1日から施行するものであります。

次に、日程第13、議第9号 神戸町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてです。

神戸町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例を次のとおり定めるものとする。

提案説明として、子ども・子育て支援法第54条の3において準用する同法第46条第3項の規定に基づき、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定めるため、この条例を定めようとするものであります。

1枚おめくりをいただきまして、神戸町条例第3号 神戸町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例。

以下、目次並びに第1条の趣旨から14ページ、第34条の委任及び15ページにかけての附則から成る条例であります。さらに、附則の第2項では、関連する条例の改正として、神戸町保育所条例の一部改正を行っております。

この後に、附則の中で一部改正をします保育所条例の新旧対照表、最後に条例の概要がつけてございます。御覧いただきたいと思っております。

神戸町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の概要です。

1. 制定の趣旨です。

子ども・子育て支援法の一部改正に基づき、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定め、当該事業の適正な実施を確保するため、この条例を制定するものであります。

具体的には、乳児等通園支援事業を施設等利用費の給付対象となる事業として町が確認作業を行うに当たり、事業者が遵守すべき運営に関する基準をこの条例で定めることとなります。

1つ前の条例では、事業所を認可するために必要な設備及び運営の最低基準を定めるものであ

るのに対し、このこちらの条例では、給付の対象となる支援事業として町が確認作業するための運営基準を定めるものとなっています。

2. 制定の内容です。

まず、第1条では趣旨を規定し、また第2条の一般原則では、子供たちが健やかに成長できる適切な環境の整備をはじめ、子供たちの意思や人格の尊重に努めること、第3条の利用定員では、1時間当たり及び1月当たりの利用定員を定め、第4条の面談から第10条の特定教育・保育施設等との連携では、利用の開始時には面談を行うことや乳児等支援給付認定書での確認を行うことを規定しています。さらには、子供の心身の状況や養育環境の把握、特定教育・保育施設との連携に努めることと定めています。

第11条の記録から、裏面になりますが、第18条の市町村への通知では、支援を提供した際には必要となる内容を記録すること、また利用者が負担することとなる支払いについてを規定しております。さらには、緊急時等の対応及び不正な行為が疑われる場合の通知等についても定めております。

第19条の運営規定から第27条の利益供与等の禁止では、事業者は、事業の目的や事業内容等に関する運営規程を定めておかなければならないこと、また虐待の防止や秘密の保持、利益供与の禁止等についても規定しております。

第28条の苦情解決から第32条の記録の整備等では、苦情解決のための体制整備に努めることや、事故発生時の対応や再発防止への措置等について定めています。

第33条の電磁的記録等では、帳簿等については電磁的記録による対応も可能とし、第34条の委任では、この条例に定めるもののほか、必要な事項は別に定めることとします。

3. 附則では、この条例は令和8年4月1日から施行するものとし、加えまして、附則の第2項では、関連する条例の改正として神戸町保育所条例の一部改正を行っております。

改正の内容は、神戸町内の幼稚園において乳児等通園支援事業が実施できる旨を規定し、その利用料は規則で定めることと規定しております。

次に、日程第14、議第10号 神戸町スポーツ推進審議会条例の制定についてです。

神戸町スポーツ推進審議会条例を次のとおり定めるものとする。

提案説明として、スポーツ基本法の規定に基づき、神戸町スポーツ推進審議会を設置するため、この条例を定めようとするものです。

1枚おめくりをいただきまして、神戸町条例第4号 神戸町スポーツ推進審議会条例。

以下、第1条の趣旨から2ページ、第10条の委任及び附則から成る条例であります。さらに、附則の第2項では、関連する条例の改正として神戸町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正を行っております。

それでは、一番後ろに条例の概要がつけてございます。御覧いただきたいと思います。

神戸町スポーツ推進審議会条例の概要です。

1. 制定の趣旨は、スポーツ基本法では、スポーツの推進に関する事項等を調査審議させるため、条例で定めるところにより、審議会その他合議制の機関としてスポーツ推進審議会を置くことができるとされています。そのため、神戸町スポーツ推進審議会を設置し、本審議会の建議を踏まえたスポーツ推進事業を実施するため、この条例を制定するものであります。

2. 制定の内容です。

初めに、第1条、趣旨を、また第2条では設置について定めております。第3条の任務では、町長または教育委員会の諮問に応じて、スポーツの推進に関する重要事項について調査・審議することと規定しています。第4条の組織から第8条の書面審議では、審議会の組織や任期をはじめ、役員や会議について定めております。第9条の庶務では、教育委員会生涯学習課が処理することを定め、第10条の委任では、この条例に定めるもののほか、必要な事項は別に定めることとします。

3. 附則として、この条例は令和8年4月1日から施行するものとし、加えまして、附則の第2項では、関連する条例の改正として神戸町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正を行っておりまして、スポーツ推進審議会委員に対する費用弁償の額を日額5,500円と規定するものであります。

次に、日程第15、議第11号 神戸町行政手続条例の一部を改正する条例についてです。

神戸町行政手続条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

提案説明として、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律による行政手続法の改正に伴い、当該改正に準拠した内容に改めるため、この条例を定めようとするものであります。

1枚おめくりをいただきまして、神戸町条例第5号 神戸町行政手続条例の一部を改正する条例。

神戸市行政手続条例の一部を次のように改正する。

以下、改正条文であります。

その次に新旧対照表、最後に改正点の概要がつけてございます。御覧いただきたいと思ます。

神戸町行政手続条例の改正点の概要です。

1. 改正の趣旨は、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律により、行政手続法が改正されました。改正後の行政手続法においては、公示送達デジタル化が進められることから、所要の改正を行うものであり

ます。

2. 改正の内容は、第15条、第16条、第22条及び第29条関係は、いずれも公示の方法の見直しであります。不利益処分をしようとする場合に事前に必要となります聴聞及び弁明の機会の付与といった意見陳述手続の通知に係る公示送達の方法について、現在は役場本庁舎内に設置してあります掲示場で書面掲示しているものをインターネットによる閲覧を可能とし、掲示場に行かなくてもパソコン等の画面で確認できるようにするものです。

なお、利用者の利便性やデジタルディバイドといったインターネットやパソコン等の情報通信技術を利用できる人とできない人との間で生まれる格差への配慮の観点から、引き続き掲示場での掲示も継続します。一番下段にイメージ図を載せております。

附則として、施行期日はこの法律の施行期日であります令和8年5月21日とします。

また、経過措置として、改正後の通知の規定は、この条例の施行日以後にする通知について適用し、同日前にした通知については、なお従前の例によるものとします。

次に、日程第16、議第12号 神戸町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてです。

神戸町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

提案説明として、神戸町会計年度任用職員に対する期末手当及び勤勉手当の支給割合等を改正するため、この条例を定めようとするものです。

1 枚おめくりをいただきまして、神戸町条例第6号 神戸町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。

神戸町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

以下、改正条例です。

その次に新旧対照表、最後に改正点の概要がつけてございます。御覧いただきたいと思えます。

神戸町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の改正点の概要です。

1. 改正の趣旨です。

神戸町会計年度任用職員に対して支給する期末手当及び勤勉手当の支給割合を正規職員の支給水準に段階的に近づけるため、改正するものであります。

2. 改正の内容は、①期末手当については、支給割合を現行の年間2.40月分から2.50月分に0.10月分上乘せする改正。②勤勉手当については、支給割合を現行の年間1.00月分から1.50月分に0.50月分上乘せする改正であります。期末手当と勤勉手当を合わせますと、令和8年度は年間4.00月分となります。

裏面をお願いします。

附則として、この条例は令和8年4月1日から施行するものとし、附則第2項及び附則第3項の中では、令和8年度に支払います勤勉手当と期末手当の支給割合が、ただいま申し上げました数値となるよう特例措置の改正を行うとともに、併せまして附則の第5項では、通勤手当の経過措置を新たに加えております。

次に、日程第17、議第13号 神戸町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてです。

神戸町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

提案説明として、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、この条例を定めようとするものです。

1枚おめくりいただきまして、神戸町条例第7号 神戸町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例。

神戸町消防団員等公務災害補償条例の一部を次のように改正する。

以下、改正条文です。

その次に新旧対照表、最後に改正点の概要がつけてございます。御覧いただきたいと思えます。

神戸町消防団員等公務災害補償条例の改正点の概要です。

1. 改正の趣旨としましては、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、損害補償の額の算定の基礎となる補償基礎額及び扶養に係る補償基礎額の加算額について改正するものであります。

2. 改正の内容は、第5条関係での補償基礎額の改正でありまして、まず別表関係では、非常勤消防団員及び非常勤水防団員の補償基礎額を、御覧の表のとおり、階級や勤務年数に応じて引き上げる改正です。

次に、消防作業従事者等の補償基礎額については、最低額を9,700円から1万円に、最高額を1万4,500円から1万5,000円にそれぞれ引き上げる改正です。

また、非常勤消防団員等の扶養に係る補償基礎額の加算額の改定については、裏面の表のとおり、(1)配偶者については「100円」から「廃止」に、(2)22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子については「383円」から「433円」に増額する改正です。

附則として、この条例は令和8年4月1日から施行するもので、経過措置として、改正後の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた損害賠償等について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害賠償等については、なお従前の例によるものです。

ここまでが条例の制定及び一部改正の説明とさせていただきます。

○議長（宮川一美君） 提案理由の説明中ですが、ここで午後1時まで休憩します。

午前11時53分 休憩

午後0時59分 再開

○議長（宮川一美君） 休憩を終わり、会議を続けます。

副町長 金指義樹君。

○副町長（金指義樹君） それでは、午前中の町長の施政方針及び分野別重点施策を受けて、新年度、令和8年度の各予算につきまして順次御説明を申し上げます。

初めに、日程第18、議第14号 令和8年度神戸町一般会計予算です。

予算書とともに配付させていただいております主要事業の概要や予算資料も御参照いただければと思います。

それでは、予算書の1ページをお願いいたします。

令和8年度神戸町一般会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ81億5,000万円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

第3条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

第4条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、2億円と定める。

おめくりをいただき、2ページ、第5条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1号、各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用であります。

それでは、第1表 歳入歳出予算で御説明を申し上げます。

まず、歳出から御説明を申し上げますので、6ページをお願いいたします。

初めに、款1項1 議会費は8,093万3,000円で、前年度比87万5,000円の増。節8の旅費の費用弁償では179万円を計上しております。昨年度から議会や各委員会、全員協議会での招集に応じて、議会に出席した際に1日当たり3,000円の支給分を含んでおります。

続きまして、款2 総務費です。

項1 総務管理費は6億8,511万3,000円、前年度比1,296万円の減額です。主な減額の要因と

いたしましては、国が進めます行政手続の標準化の対象となる20業務について、国が定める標準準拠システムへの移行が令和7年度から複数年にかけて継続的に実施されることとなりましたが、関係いたしますシステム改修委託料及びシステム利用料等が令和7年度と比較して減額となったためであります。

項2企画費は2億7,616万7,000円、前年度比6,675万3,000円の減額です。養老線管理機構補助金の減額分が主な要因であります。

項3徴税費は1億869万3,000円、前年度比903万6,000円の増額。ここでは、令和9年度の評価替えに向けて、固定資産現況調査業務委託料や西美濃創生広域連携航空写真合同撮影負担金等を含んでおります。

項4戸籍住民基本台帳費は7,946万6,000円、前年度比1,595万2,000円の減額。総務費のところで申し上げましたが、標準準拠システムの移行に係りますシステムの改修委託料や利用料等が7年度と比較して減額となったためであります。

項5選挙費は1,063万円、前年度比175万円の減額です。令和8年度は町長選挙の事務経費を計上しております。

項6統計調査費は116万5,000円、前年度比789万円の減額です。令和7年度には国勢調査が実施されたため、令和8年度は大幅な減額となっております。令和8年度は、令和8年6月1日を基準日とする経済センサス活動調査に係ります経費を計上しております。

項7監査委員費は47万円で、前年度比4万5,000円の減額。

続きまして、款3民生費では、項1社会福祉費は19億6,853万円、前年度比6,920万3,000円の増額。主な増額の要因といたしましては、障害者就労継続支援費や生活介護費などの扶助費の増、並びに岐阜県後期高齢者医療広域連合療養給付費負担金での増が影響しております。

なお、ここからは国民健康保険、後期高齢者医療のそれぞれの特別会計への町負担分としての繰出金、合わせまして2億2,805万3,000円を計上しております。また、障がい福祉サービス事業特別会計への繰出金として2,500万円の計上です。

項2児童福祉費は11億4,624万7,000円、前年度比5,298万3,000円の減額です。令和7年7月からオープンしております、ごうど児童館の改修事業に係ります管理業務委託料や工事請負費の減額が主な要因であります。

項3災害救助費につきましては、前年度と同額の4,000円。

続きまして、款4衛生費では、項1保健衛生費は2億4,533万9,000円、前年度比3,960万1,000円の減額です。減額の主な要因としては、高齢者の定期接種に位置づけられております新型コロナワクチンをはじめとした各種の予防接種委託料で、実績を踏まえて減額したほか、令和7年度には策定完了しております地球温暖化対策実行計画地域施策編の策定業務委託料の

減額分が要因となっております。

項2 清掃費は3億5,236万5,000円、前年度比3億1,149万7,000円の大幅な減額です。令和8年4月から供用開始いたしますエコプラザごうどの建設工事費とその管理業務委託料の減額が要因であります。なお、令和8年度予算からエコプラザの管理運営に关します経費をここ、清掃費で計上しています。

項3 上水道費は6,360万円、前年度比6,338万4,000円の増額です。国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用して実施をいたします水道基本料金免除事業の令和8年度の8か月分の経費のため、水道事業会計への繰出金を計上しております。

次に、款5 労働費、項1 労働諸費としての10万円は前年度と同額。

7ページをお願いします。

款6 農林水産業費は、項1 農業費では1億3,683万4,000円、前年度比3,913万6,000円の減額です。県単独土地改良事業、事業完了に伴います工事請負費の減額分が要因となっております。また令和6年、7年度に引き続き、農業資材等の高騰による農業経営への影響を緩和するため、その経費の一部を補助する元気な園芸農業サポート補助金事業を町単独事業として実施するための経費を計上してございます。

次に、款7 項1 商工費では9,865万7,000円、前年度比3,089万2,000円の増額です。ここでは、商工業振興や観光に関連いたします経費を計上しております。また、1つの事業所の操業増設に伴いまして、工場等設置奨励金の増額が影響しております。

続きまして、款8 土木費です。

項1 土木管理費は5,669万9,000円、前年度比223万6,000円の増額です。ここでは、木造住宅の耐震補強の補助事業等について予算を計上しております。令和8年度からは、新たに耐震シェルター等の設置に関しても補助いたし、耐震化を加速してまいりたいと考えております。

項2 道路橋りょう費は1億4,148万5,000円、前年度比2,197万円の減額です。令和8年度は北一色南方1号線舗装修繕工事に3,000万円、町内の道路の新設改良工事に4,000万円、維持補修工事に2,900万円、また橋りょう点検業務委託料に280万円などを計上しております。

項3 河川費は3,343万1,000円、前年度比337万1,000円の減額です。河川草刈工事で1,470万円を計上しております。

項4 都市計画費は7億2,828万2,000円、前年度比4,341万5,000円の増額です。ここでは、地籍調査業務委託料に2,200万円、空家等実態調査業務委託料に1,000万円を計上したほか、土地区画整理事業補助金として1億4,000万円、また下水道事業会計に対し、負担金及び出資金と合わせて4億5,924万円を繰り出しています。

項5 住宅費は339万4,000円、前年度比2万7,000円の減額。

続きまして、款9項1消防費です。3億4,221万2,000円、前年度比3億846万2,000円の減額です。防災行政無線（同報系）設備更新事業の事業完了によります減額が主な要因であります。また、ここでは大垣消防組合負担金として2億8,676万円などを計上しております。

続きまして、款10教育費です。

項1教育総務費として2億386万6,000円、前年度比2,627万7,000円の減額です。ここでは、小・中学校の給食費無償化事業に伴います学校給食事業特別会計への繰出金として4,624万2,000円を計上しております。御承知のように、令和8年度からは小学生分について一部国の支援制度が始まります。具体的には、1児童当たり月額5,200円となっております。神戸町ではこの支援基準額では不足となる部分と、中学生分の全額分を合わせまして、学校給食事業特別会計へ繰り出すものであります。

項2小学校費は2億3,982万7,000円、前年度比4,803万6,000円の増額です。ここでは、神戸小学校や下宮小学校に続きまして、令和8年度南平野小学校の屋内運動場の空調機器設置事業費として9,280万円を計上しております。加えまして、9年度に向けて、北小学校の屋内運動場に空調機器を設置するための設計委託料として280万円を計上しております。

項3中学校費は5,486万7,000円、前年度比57万1,000円の増額です。タブレット端末並びにデジタル教科書運用サーバー保守委託料などを計上しております。

項4社会教育費は3億9,066万3,000円、前年度比848万7,000円の増額です。昨年、令和7年度より2か年継続事業で行っております中央公民館大規模改修事業費に、令和8年度分として1億8,250万円を計上しております。また、ここでは文化財の適切な保全・活用を図るため、令和8年度から複数年をかけまして実施をいたします文化財アーカイブ事業委託料として1,000万円を計上しております。

項5保健体育費は4,821万3,000円、前年度比1,245万4,000円の減額です。事業完了に伴いまして、町民体育館の耐震補強計画等業務委託料の減額が主な要因であります。

項6学校給食費は1億5,224万8,000円、前年度比1,650万7,000円の減額です。設備の保全といたしまして、学校給食センターの設備機器の修繕工事費として令和8年度は450万円を計上しております。

8ページをお願いいたします。

款11項1公債費は4億9,050万円、前年度比2,150万円の増額です。内訳としましては、町債の償還元金が40本分4億6,000万円、償還の利子分が59本分3,050万円の計上です。

最後に、款12項1予備費は、前年度と同額の1,000万円を計上いたしております。

以上、歳出の説明とさせていただきます。

続きまして、お戻りをいただきまして、3ページをお願いいたします。

歳入について御説明を申し上げます。

初めに、款1町税は28億7,572万8,000円。

内訳といたしましては、項1町民税は12億2,452万円で、前年度比6,900万円の増額。そのうち、個人町民税は9億7,850万円で前年度比6,800万円の増額、法人町民税についても2億4,602万円で前年度比100万円の増額を見込んでおります。それぞれ令和7年度の賦課実績を見込み、増額の計上をしております。

その下、項2固定資産税は14億5,550万8,000円、前年度比3,300万円の増額です。

項3軽自動車税は6,070万円、前年度比100万円の減額。いずれも評価見込額を基に計上してございます。

項4町たばこ税は1億3,500万円で、前年度と同額です。

続きまして、款2地方譲与税は1億217万6,000円です。国が示します令和8年度地方財政計画の伸び率及び7年度の実績を加味いたしまして予算計上しております。

その内訳は、項1地方揮発油譲与税は2,000万円で前年度比400万円の減、項2自動車重量譲与税は8,000万円で300万円の増、項3森林環境譲与税は217万6,000円で10万6,000円の減額となっています。

その下、款3項1利子割交付金は300万円で、前年度比100万円の増。

款4項1配当割交付金は1,800万円で、前年度比300万円の増。

款5項1株式等譲渡所得割交付金は2,300万円で、前年度と同額。

款の3から款の5まで、いずれも地方財政計画の伸び率及び県が示します見込額を考慮して計上しております。

続きまして、款6項1法人事業税交付金は3,000万円で、前年度比200万円の増。

このページ一番下、款7項1地方消費税交付金は4億7,500万円の計上で、前年度比5,500万円の増。こちらにつきましても、地方財政計画の伸び率や県の試算額を考慮して計上しております。

4ページをお願いいたします。

款8項1環境性能割交付金は100万円の計上、前年度比1,200万円の減。令和7年度末をもって環境性能割の廃止に伴う減額となっております。

次に、款9項1地方特例交付金は5,400万円の計上で、前年度比3,600万円の増となっています。今申し上げましたように、環境性能割の廃止に伴い、減収分を補うため新たに創設された減収補填特例交付金を見込み、ここで増額をしております。

続きまして、款10項1地方交付税では17億3,000万円の計上で、内訳としましては、普通交付税で前年度と同額の16億円。令和7年度の交付実績及び国の地方財政対策などを踏まえ計上

しました。また特別交付税につきましても、令和7年度実績等を鑑み、1,000万円増の1億3,000万円としています。

款11項1交通安全対策特別交付金は150万円で、前年度と同額。

続いて、款12分担金及び負担金は、項1負担金で1,875万7,000円、前年度比258万2,000円の減となっております。これは民生費の保育所保育料の減によるものであります。

款13使用料及び手数料は1億198万5,000円です。

内訳としましては、項1使用料が6,436万3,000円、前年度比7万7,000円の減。

項2手数料は3,762万2,000円で、前年度比66万5,000円の減となっております。

続きまして、款14国庫支出金9億401万6,000円です。

内訳は、項1国庫負担金が6億1,320万1,000円、前年度比3,249万4,000円の増となっております。これは、民生費の国庫負担金の障害者自立支援給付費負担金で3,505万円分が増額があったため、主要因となっております。

項2国庫補助金は2億8,273万5,000円で、前年度比1億9,258万2,000円の減です。こちらにつきましては、総務費国庫補助金の社会資本整備総合交付金で3,375万円の減のほか、衛生費国庫補助金で、循環型社会形成推進交付金で1億1,890万円の減などが主な要因となっております。

項3委託金は808万円で、前年度比26万6,000円の増となっております。

続いて、款15県支出金は4億7,393万5,000円です。

内訳は、項1県負担金が2億9,447万円で、前年度比3,276万2,000円の増。民生費県負担金の障害者自立支援給付費等負担金で、1,752万5,000円の増額が要因となっております。

一番下段、項2県補助金は1億4,203万円で、前年度比5,867万8,000円の減額です。これは、民生費での児童厚生施設整備費補助金での減、また農林水産業費での元気な農業産地構造改革支援事業補助金や県単独土地改良事業補助金等の事業費の減額によるものであります。

5ページをお願いいたします。

項3委託金は3,743万5,000円で、前年度比1,692万円の減です。選挙費委託金をはじめ、統計調査費委託金での減によるものであります。

続きまして、款16財産収入は1,272万1,000円です。

その内訳は、項1財産運用収入が942万円で、前年度比433万6,000円の増。ここでは、各基金の預金利子や債券運用によります利息をはじめ、株式配当金等を見込んでおります。

項2財産売払収入は330万1,000円で、前年度比329万9,000円の増であります。不用物品売払収入として330万円を計上しております。小・中学校のタブレット端末の更新に伴います令和2年度に購入した従前の端末の売払収入をここで計上しております。

次に、款17項1 寄附金は1億1万5,000円で、前年度比1万円の増。ふるさと納税寄附金で1億円を、企業版ふるさと納税寄附金で1万円を見込み、それぞれ計上しております。

款18繰入金は6億9,400万1,000円で、前年度比1億2,600万円の減です。

内訳は、項1 特別会計繰入金は1,000円、項2 基金繰入金は6億9,400万円で、その内訳は財政調整基金から4億7,000万円、文化施設運営基金から400万円、公共施設整備基金から2,000万円、ふるさと納税基金から2億円、それぞれ4つの基金から繰り入れて予算の調製を図っております。

次に、款19項1 繰越金は2億円で、前年度と同額。

款20諸収入は1億4,586万6,000円。

内訳は、項1 延滞金加算金及び過料が250万円のほか、主なものは項4 受託事業収入が6,188万円、項5 雑入が8,090万9,000円となっております。

最後に、款21項1 町債は1億8,530万円で、前年度比5億1,130万円の減となっております。北一色南方1号線舗装修繕事業債として3,000万円、南平野小学校屋内運動場改修事業債として5,590万円、町民体育館大規模改修事業債として9,940万円、合わせまして3本の借入を予定しております。令和7年度の7本の借入に比べ、少なくなっております。

このように、令和8年度一般会計歳入歳出予算の総額は、それぞれ81億5,000万円規模となり、前年度比6億4,000万円の減、率にいたしまして7.3%の減となっております。

9ページをお願いいたします。

第2表 債務負担行為でございます。

それぞれの事項について、債務を負担する行為をすることができる期間及び限度額を設定しております。

続いて、10ページをお願いいたします。

第3表 地方債です。

先ほど申し上げましたように、令和8年度は3本の借入を予定しており、それぞれ起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法について定めております。

以上で、令和8年度神戸町一般会計予算の説明とさせていただきます。

続きまして、日程第19、議第15号 令和8年度神戸町国民健康保険特別会計予算について御説明を申し上げます。

予算書139ページをお願いいたします。

令和8年度神戸町国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ20億5,300万円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」

による。

第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、500万円と定める。

第3条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1号、保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用であります。

それでは、歳出から御説明申し上げますので、152ページをお開きいただきたいと思います。初めに、款1総務費、項1総務管理費1,739万円で、前年度比23万円の増額です。

153ページにかけまして、項2徴税費は951万円で、前年度比713万円の減額。国民健康保険税のシステム改修事業の事業完了に伴います委託料の減によるものです。

項3運営協議会費は10万円で、前年度と同額。

154ページにかけまして、款2保険給付費、項1療養諸費は12億6,320万1,000円で、前年度比5,020万円の減額であります。要因は、診療報酬、給付費の負担金の減によるものであります。

その下、項2高額療養費は2億2,050万円で前年度と同額。

その下、項3移送費は頭出しの1,000円の計上。

155ページをお願いします。

項4出産育児諸費は401万円。

項5葬祭諸費は200万円。いずれも前年度と同額の計上です。

156ページにかけまして、款3国民健康保険事業費納付金につきましては、県が市町村ごとの納付金額を決定したものでございます。

項1医療給付費分は3億4,530万円で、前年度比1,310万円の減となっております。

項2後期高齢者支援金等分は1億1,050万円で、470万円の減額となっております。

項3介護納付金分は3,790万円で、120万円の増額とそれぞれとなっております。

157ページをお願いします。

項4子ども子育て支援金分は1,120万円の計上です。こちらは、令和8年度から新たに始まります子ども・子育て支援金制度です。児童手当の拡充であったり、妊婦のための支援給付など、拡充される子ども・子育て支援策の財源として拠出するものでございます。

続きまして、款4保健事業費では、項1特定健康診査等事業費は2,339万3,000円で、前年度比63万8,000円の減額です。

その下、項2保健事業費は230万円で、5万円の減額。

158ページをお願いします。

款5項1基金積立金と、款6項1公債費につきましては、1,000円の頭出しの計上。

その下、款7諸支出金、項1償還金及び還付加算金は369万2,000円の計上で、前年度比128万8,000円の増額。国庫支出金等精算返還金で164万円を見込んでおります。

159ページをお願いします。

項2延滞金は1,000円の頭出し。

最後、款8項1予備費は、昨年度と同額の200万円を計上しております。

お戻りいただきまして、147ページ、歳入の説明をさせていただきます。

初めに、款1項1国民健康保険税です。県から示されました標準保険税率を基に算定した金額を予算計上しております。合計で3億9,550万円で、前年度比1,434万円の減額です。

中段辺り、新設をされます節4子ども子育て支援金分現年課税分では、960万円の計上です。歳出のところでも申し上げましたが、制度開始に伴い、令和8年度から新たに国民健康保険税に上乘せして徴収が始まるものであります。

次に、款2項1一部負担金は2,000円の頭出しの計上。

おめくりをいただき、148ページをお願いいたします。

使用料及び手数料は、項1手数料は前年度と同額の10万1,000円。

次に、款4県支出金、項1県補助金は15億2,251万4,000円で、前年度比3,691万1,000円の減額です。保険給付費等交付金の普通交付金での減額によるものであります。

149ページにかけまして、款5財産収入、項1財産運用収入は1,000円の頭出し。

次に、款6繰入金、項1他会計繰入金は1億3,166万円で、前年度比376万円の減額です。出産育児一時金等繰入金の減によるものです。

その下、項2基金繰入金は1,000円の頭出し。

おめくりをいただきまして、150ページ、款7項1繰越金は、前年度繰越金として300万円を見込んでおります。

款8諸収入では、それぞれの項において主に頭出しとして所要額を計上いたしました。

以上、歳入歳出予算総額は20億5,300万円となり、前年度比6,200万円の減、率にいたしまして2.9%の減となっています。

以上、令和8年度神戸町国民健康保険特別会計予算の説明とさせていただきます。

続きまして、日程第20、議第16号 令和8年度神戸町後期高齢者医療特別会計予算について御説明申し上げます。

予算書の163ページを御覧いただきたいと思います。

令和8年度神戸町後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4億2,900万円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

それでは、歳出から御説明いたしますので、172ページをお開きください。

初めに、款1総務費、項1総務管理費は278万4,000円で、前年度比20万円の増額。

項2徴収費は244万5,000円で、前年度比345万円の減額です。後期高齢者医療保険料のシステム改修の事業完了に伴いまして、委託料での減によるものです。

173ページです。

款2項1後期高齢者医療広域連合納付金は4億2,316万円で、前年度比5,625万円の増額です。こちらは、県の後期高齢者医療広域連合からの提示額の増によるものです。

その下、款3諸支出金、項1償還金及び還付加算金は、前年度と同額の21万円の計上。

項2繰出金は1,000円の頭出しの計上です。

174ページをお願いします。

款4項1予備費は、前年度と同額の40万円を計上しております。

お戻りをいただきまして、169ページ、歳入の御説明をさせていただきます。

初めに、款1項1後期高齢者医療保険料では3億3,260万円で、前年度比4,591万2,000円の増額です。県の後期高齢者医療広域連合から提示された額を計上しております。

次に、款2使用料及び手数料、項1手数料は1,000円の頭出し。

その下、款3繰入金、項1一般会計繰入金は9,639万3,000円で、前年度比1,038万8,000円の増額であります。こちらは保険基盤安定繰入金の増額によるものが影響してございます。

170ページをお願いします。

款4項1繰越金と、この下、款5諸収入のそれぞれの項につきましては、前年度と同額の頭出しの計上をしております。

以上、歳入歳出予算の総額はそれぞれ4億2,900万円となり、前年度比5,300万円、率にいたしまして14.1%の増となっております。

以上、令和8年度神戸町後期高齢者医療特別会計予算の説明とさせていただきます。

続いて、日程第21、議第17号 令和8年度神戸町障がい福祉サービス事業特別会計予算について御説明を申し上げます。

予算書175ページをお願いいたします。

令和8年度神戸町障がい福祉サービス事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7,200万円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」

による。

それでは、歳出から御説明申し上げますので、183ページをお願いいたします。

初めに、款1項1もちのき園運営事業費、目1運営費では、節1報酬の987万円は園長外4名の会計年度任用職員分です。節4共済費の118万9,000円は、会計年度任用職員の共済組合負担金、労働保険料及び社会保険料の計上です。節10需用費の151万円につきましては、主に消耗品費や光熱水費、修繕料。節12委託料の40万9,000円は、施設管理に係ります委託料等であります。

184ページをお願いいたします。

節18負担金補助及び交付金では1,085万7,000円の計上で、町社会福祉協議会からの出向職員2名分の派遣職員等負担金が主なものであります。このほかに報償費、役務費等、施設運営に係ります必要な経費を計上してございます。

以上、もちのき園運営事業費の合計は2,470万円となり、前年度比160万円の増額となっております。

続きまして、款2項1たんぼぼ学園運営事業費、目1運営費において、節1報酬756万円は会計年度任用職員2名分を計上し、節2給料1,942万8,000円は正規職員5名分及びフルタイム会計年度任用職員1名分となっております。節3職員手当等から節4共済費につきましては、共済組合負担金、労働保険料、社会保険料となっております。

185ページをお願いいたします。

節10需用費の139万7,000円は、消耗品費、光熱水費及び修繕料の計上。そのほかに報償費、委託料等は施設の運営に係ります必要な経費を計上しています。

以上、たんぼぼ学園運営事業の合計は4,720万円となり、前年度比940万円の増額となっております。

1枚おめくりをいただきまして、186ページをお願いいたします。

最後に、款3項1予備費は前年度と同額の10万円の計上です。

お戻りをいただきまして、181ページ、歳入について御説明をいたします。

初めに、款1障がい福祉サービス費、項1介護給付費は、もちのき園の生活介護費として1,480万円を計上し、項2障害児通所給付費の2,770万円と、その下、項3相談支援費の440万円は、いずれもたんぼぼ学園の利用者の実績を踏まえて計上しています。

その下、款2使用料及び手数料、項1使用料はもちのき園通所使用料として頭出しの1,000円の計上。

182ページをお願いいたします。

款3繰入金、項1他会計繰入金は、一般会計からの繰入金として2,500万円を見込んでおり

ます。前年度比800万円の増額で、たんぼぼ学園への通園者の増加により、人件費等の運営経費での増額によるものであります。

その下、款4項1繰越金と款5諸収入、項1預金利子につきましては、前年度と同額の頭出しの1,000円の計上です。

項2雑入では、作業収入等として9万7,000円を計上しております。

以上、歳入歳出予算の総額はそれぞれ7,200万円となり、前年度比1,100万円、率にしまして18.0%の増となっています。

以上、令和8年度神戸町障がい福祉サービス事業特別会計予算の説明とさせていただきます。続いて、日程第22、議第18号 令和8年度神戸町学校給食事業特別会計予算について御説明いたします。

予算書の189ページをお願いいたします。

令和8年度神戸町学校給食事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億4,500万円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

それでは、歳出から御説明を申し上げますので、197ページをお願いいたします。

款1項1給食事業費1億4,500万円については、需用費の賄材料で、前年度比2,100万円の増額となっております。物価高騰に伴います給食食材の高騰を受け、令和8年4月から給食単価を平均して70円の増額を行い、価格改定を予定しております。改定後の1食当たりの単価を中学校分400円、小学校分350円、幼児園分290円に対象人数及び日数を勘案いたしまして予算計上いたしました。

195ページへお戻りください。

歳入について御説明申し上げます。

初めに、款1分担金及び負担金、項1負担金で2,004万8,000円を計上しています。ここでは、各小・中学校の教職員や用務員、幼児園の保育士またはセンター職員等に係ります給食費の自己負担分としての徴収分であります。

その下、款2県支出金、項1県補助金で4,375万8,000円を計上しております。令和8年度から、国の小学生の給食無償化支援事業として新たに交付されます学校給食費負担軽減交付金をここで計上しております。国の支援基準額は、小学生1人当たり月額5,200円の支援となっています。

196ページにかけまして、款3繰入金、項1他会計繰入金では、一般会計繰入金として8,119万2,000円を計上しております。ここに記載のとおり、幼児園児や小・中学校の給食費無償化

事業に伴いまして、必要となります繰入金を計上しております。無償化事業によりまして、保護者の経済的負担の軽減を図るとともに、放課後児童クラブへの給食提供をすることで、子育て世帯への支援を推進するための予算計上となっております。

なお、102. 小学生給食費無償化（国庫上乗せ分）に伴う繰入金の1,124万2,000円につきましては、今ほど申し上げましたように、神戸町では国の支援基準額である1児童当たり月額5,200円を超えた額を無償化上乗せ分として予算計上をいたし、繰入れするものであります。

196ページ、款4項1繰越金は前年度繰越金として、また款5諸収入、項1雑入についてもそれぞれ1,000円の計上をしております。

以上、歳入歳出予算の総額はそれぞれ1億4,500万円となり、前年度比2,100万円、率にいたしまして16.9%増の予算となっております。

以上、令和8年度神戸町学校給食事業特別会計予算の説明とさせていただきます。

次の議第19号と議第20号の2議案につきましては、産業建設部長より御説明申し上げますので、よろしく願いいたします。

○議長（宮川一美君） 産業建設部長 土屋典生君。

○産業建設部長兼産業環境課長兼企業誘致推進室長（土屋典生君） 続きまして、日程第23、議第19号 令和8年度神戸町水道事業会計予算を御説明させていただきます。

予算書の199ページをお願いいたします。

議第19号 令和8年度神戸町水道事業会計予算。

第1条、令和8年度神戸町水道事業会計予算は、次に定めるところによる。

第2条、業務の予定量は、次のとおりとする。

1. 給水戸数6,500戸。2. 年間総給水量200万立方メートル。3. 1日平均給水量5,400立方メートル。4. 主要な建設改良事業、下水道工事に伴う配水管布設替事業。

第3条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入といたしまして、第1款水道事業収益2億3,700万円。

内訳としまして、第1項営業収益1億6,815万円。給水収益が主なものでございます。

第2項営業外収益6,882万円。これは、物価高騰の影響を受けた生活者や事業主の負担を軽減するため、水道料金の基本料金を12月請求分まで免除することによる一般会計からの同等額の補助金や固定資産取得の際の工事負担金などを減価償却に合わせて収益として計上する長期前受金戻入が主なものであります。

第3項特別利益は3万円計上しております。

1枚おめくりいただきまして、200ページをお開き願います。

次に、支出でございます。

第1款水道事業費用として2億2,400万円を計上しております。

内訳としまして、第1項営業費用が2億2,258万円で、このうち主なものは、204ページの予算実施計画に記載しております原水及び浄水費が3,527万8,000円、これは水源地の電気料金や保守委託料、滅菌薬品費などでございます。給配水管の修繕や漏水調査委託などの配水及び給水費が4,139万4,000円、職員の人件費、水道ビジョンの見直し、検針業務などの総係費が4,678万7,000円、減価償却費が9,494万円、資産減耗費が4,010万円であります。

200ページへお戻りいただきまして、第2項の営業外費用は2万円、第3項の特別損失は40万円、第4項の予備費は100万円を計上しております。

第4条、資本的収入及び支出予定額は、次のとおりと定める。資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1億4,500万円は、当年度及び過年度分損益勘定留保資金1億3,182万円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,318万円で補填するものとする。

収入として、第1款資本的収入、第1項工事負担金2,700万円。下水道事業に伴う工事負担金や給水施設新設工事加入負担金、さらには一般会計からの消火栓設置工事負担金などが主なものでございます。

次に、支出であります。第1款資本的支出、第1項建設改良費1億7,200万円、205ページの下段をお開き願います。

内訳といたしまして、下水道工事に伴う配水管布設替工事と配水管新設の配水管布設替工事等の工事請負費や設計費などを合わせた配水設備改良費が1億7,123万円、量水器、いわゆる水道メーターや工具等の購入費を営業設備費として77万円計上しております。

201ページにお戻り願います。

第5条、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1号、各項に計上した経費の予算額に過不足を生じた場合における同一款内での各項間の流用とするものでございます。

第6条、次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

第1号、職員給与費3,077万1,000円とするものでございます。

第7条、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、6,040万円と定める。これは先ほど御説明申し上げました水道料金の基本料金を12月請求分まで免除することによる、一般会計からの補助金額を定めたものでございます。

最後に、第8条、たな卸資産の購入限度額は、66万円と定めるものでございます。

この次のページ、203ページ、204ページには収益的収入及び支出の予算実施計画、205ページには資本的収入及び支出の予算実施計画書、206ページから212ページには給与費明細書が、

214ページ以降には予定損益計算書、予定貸借対照表、予定キャッシュ・フロー計算書など、予算に対する計算書や説明書、さらには明細書などが添付してございますので、お目通しいたできますようお願い申し上げます。

以上で、議第19号 令和8年度神戸町水道事業会計予算の説明とさせていただきます。

続きまして、日程第24、議第20号 令和8年度神戸町下水道事業会計予算を御説明させていただきます。

予算書の233ページをお開き願います。

議第20号 令和8年度神戸町下水道事業会計予算。

第1条、令和8年度神戸町下水道事業会計予算は、次に定めるところによる。

第2条、業務の予定量は次のとおりとする。

1. 接続件数3,700件。2. 年間総処理水量95万立方メートル。3. 1日平均処理水量2,600立方メートル。4. 主要な建設改良事業、下水道整備事業8億8,805万円。

第3条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入としまして、第1款下水道事業収益7億8,300万円。内訳としまして、第1項営業収益1億7,012万1,000円、下水道使用料が主なものでございます。

第2項営業外収益6億1,286万9,000円。これは一般会計からの負担金や固定資産取得の際の工事負担金などの減価償却に合わせた収益として計上する長期前受金戻入、さらには消費税及び地方消費税の還付金が主なものでございます。

第3項特別利益は1万円を計上しております。

1枚おめくりいただきまして、234ページをお開き願います。

次に、支出でございますが、第1款下水道事業費用として7億4,600万円を計上しております。

内訳としまして、第1項営業費用は6億5,918万円で、主なものは238ページの予算実施計画に記載されております管渠費が4,036万円。これは、上水道移設負担金やマンホールポンプの維持管理費などでございます。浄化センターの保守管理などの処理場費が1億3,162万2,000円、総係費が3,472万6,000円、これは職員の人件費や固定資産の評価、下水道台帳の整備、検針業務費などでございます。減価償却費は4億4,692万2,000円、資産減耗費が1万円であります。

234ページにお戻り願います。

第2項営業外費用8,562万円。主に企業債の支払利息でございます。

第3項の特別損失は20万円。

第4項の予備費は100万円を計上しております。

第4条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。資本的収入額が資本的支出

額に対し不足する額 2 億 2,300 万円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 4,433 万円、当年度及び過年度分損益勘定留保資金 1 億 7,867 万円で補填するものとする。

収入、第 1 款資本的収入 9 億 5,700 万円。

内訳といたしまして、第 1 項企業債 4 億 6,300 万円。

第 2 項出資金 1 億 3,000 万円。これは、一般会計からの出資金でございます。

第 3 項補助金 3 億 5,290 万円。これは国庫補助金で、社会資本整備総合交付金として下水管布設工事費などへの補助金で、補助率は補助対象事業の管渠は 50%、処理場については 55% でございます。

第 4 項負担金 1,110 万円。下水道に接続する際の受益者負担金でございます。

支出でございます。

第 1 款資本的支出 11 億 8,000 万円。

内訳といたしまして、第 1 項建設改良費 8 億 8,805 万円。管渠や舗装復旧、さらには浄化センター操作卓改築工事の請負費や測量・設計、現場管理費などの委託料でございます。

第 2 項企業債償還金は 2 億 9,195 万円でございます。

第 5 条、企業債でございます。起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は次のとおりと定める。

起債の目的、下水道事業、限度額 4 億 6,300 万円、起債の方法、証書借入れ、利率 5% 以内。ただし、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率。償還の方法は記載のとおりでございます。

第 6 条、一時借入金の限度額は 2 億円と定めております。

第 7 条、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第 1 号、下水道事業費用のうち、営業費用と営業外費用及び特別損失の各項間における流用。

第 2 号、資本的支出のうち、建設改良費と企業債償還金の各項間における流用。

次の 236 ページを御覧願います。

第 8 条、次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

第 1 号、職員給与費 2,241 万 5,000 円とするものでございます。

最後に、第 9 条、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、4 億 5,924 万円と定めるものでございます。

このページの次の 237、238 ページには収益的収入及び支出の予算実施計画、239 ページには資本的収入及び支出の予算実施計画、240 ページから 246 ページには給与費明細書、247 ページには令和 7 年度 9 月議会にて御議決をいただきました債務負担行為に関する調書、248 ページ

以降には予定損益計算書、予定貸借対照表、予定キャッシュ・フロー計算書など予算に関する計算書や説明書、さらには明細書が添付してございますので、お目通しいたいただきますようお願い申し上げます。

以上、議第20号 令和8年度神戸町下水道事業会計予算の説明とさせていただきます。

○議長（宮川一美君） 副町長 金指義樹君。

○副町長（金指義樹君） 続きまして、日程第25、議第21号 町道路線の認定についてです。

道路法第8条第1項の規定により、別紙のとおり町道路線を認定することについて、同条第2項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

提案説明として、開発道路の帰属等により、町道路線を認定するものであります。

1枚おめくりをいただきまして、別紙として、路線一覧のとおり3路線の認定であります。

その次に、全体の認定位置図その1、その2、その3、さらにはその後ろにそれぞれ認定図A、B、Cが添付してございますので、併せて御覧いただきたいと思っております。

路線番号2395、路線名、神戸171号線は、認定図Aに示すとおり、民間開発による開発道路の帰属により、当該道路を町道路線に認定するものであります。

また、路線番号1227、路線名、田16号線は認定図Bに、路線番号2394、路線名、丈六道54号線は認定図Cに示しておりますが、これらの2路線は道路台帳の整備時において認定漏れが判明したため、当該道路を町道認定にいたすものであります。

なお、これらの路線の起点・終点並びに幅員・延長は、認定図にそれぞれ記載のとおりであります。

最後になります。

日程第26、議第22号 町道路線の変更についてです。

道路法第10条第2項の規定により、別紙のとおり町道路線を変更することについて、同条第3項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

提案説明として、路線の起点に変更があった道路について、町道路線を変更するものであります。

1枚おめくりをいただきまして、別紙として、路線一覧のとおり1路線の起点の変更であります。この一覧表の後に、全体の変更位置図その1、その次には変更図Aが添付してございます。

路線番号2325、路線名、神戸122号線について、変更前を青線、変更後を赤線で示してありまして、今回は起点の変更であります。なお、路線の幅員・延長は記載のとおりであります。

以上が、本定例会に提出させていただきました議第7号から議第22号までの全16議案の説明とさせていただきます。

なお、詳細につきましては、それぞれ所管をいただいております各常任委員会におきまして、担当部課長より御説明を申し上げますので、よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。提案説明を終わります。

○議長（宮川一美君） お諮りします。議案精読並びに委員会審査のため、3月3日から10日までの8日間、休会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、3月3日から10日までの8日間、休会とすることに決定しました。

以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれをもって散会します。大変お疲れさまでした。

午後2時14分 散会

上記のとおり会議の経過を記載して、その相違のないことを証するため、ここに署名する。

令和8年3月2日

議 会 議 長 宮 川 一 美

署 名 議 員 宮 嶋 健 太 郎

署 名 議 員 大 場 光 晴

令和 8 年 第 1 回 神 戸 町 議 会 定 例 会

(第 2 号)

令和 8 年 3 月 11 日 (水 曜 日)

議 事 日 程 (第2号)

令和8年3月11日 (水曜日) 午前9時30分開議

日程第1 一般質問

出席議員 (10名)

議 長	宮 川 一 美 君	副議長	大 場 光 晴 君
1 番	深 貝 仁 則 君	3 番	宮 嶋 健 太 郎 君
4 番	小 川 榮 一 君	5 番	西 脇 博 文 君
6 番	林 利 雄 君	7 番	宮 嶋 三 郎 君
8 番	飯 沼 満 君	10 番	鈴 木 愛 子 君

欠席議員 (なし)

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

町 長	藤 井 弘 之 君	副 町 長	金 指 義 樹 君
教 育 長	岡 田 勝 彦 君	総務部長兼 総務課長兼 危機管理監	河 出 真 志 君
民生部長兼 健康福祉課長	石 原 宏 一 君	産業建設部長兼 産業環境課長兼 企業誘致推進室長	土 屋 典 生 君
教育委員会 調整監兼 生涯学習課長	小 野 健 君	会計管理者兼 税 務 課 長	佐 藤 森 行 君
まちづくり 戦略課長	和 藤 潤 司 君	住民保険課長	末 村 春 美 君
子ども家庭課長	名 和 功 二 君	建 設 課 長	堀 智 君
上下水道課長	山 崎 裕 之 君	教 育 課 長	野 下 あゆみ 君

本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長	竹 下 政 文	書 記	早 野 有 香
--------	---------	-----	---------

○議長（宮川一美君） これより、本日の会議を開きます。

一般質問

○議長（宮川一美君） 日程第1、一般質問を行います。

発言の通告がありますので、順次お願いいたします。

3番 宮嶋健太郎君。

○3番（宮嶋健太郎君） 議席番号3 宮嶋健太郎です。

議長の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問を行います。

今回は、外国人住民への対応と今後の町の方針についてお尋ねいたします。

近年、全国的に外国人住民が増加しており、国においても外国人材の受入れ制度の見直しや地域社会との共生に向けた施策が進められております。

企業において慢性的な人手不足が深刻化し、外国人労働者の国内受入れは年々拡大していて、2月3日、中日新聞記事によると、2008年には約50万人だったが、昨年、2025年10月時点では5倍以上、過去最多の257万人に達しました。これは国内の就労者の約30人に1人が外国人ということです。

2027年4月1日からは、技能を身につけながら長期の就労を可能とする育成就労制度が始まります。また、国は地域における多文化共生推進プラン（2020年改定）において、外国人住民の増加、多国籍化、多様性、包摂性のある社会実現の動き、デジタル化の進展、気象災害の激甚化といった社会経済情勢の変化に対応することを必要としております。

岐阜県においても、外国人材活躍・多文化共生推進基本方針（2022年改定）などを通じて外国人住民が地域で安心して暮らすことができる環境づくりを進められております。岐阜県内でも、西濃地域は製造業を中心とした産業構造の中で多くの外国人の方が働き、地域社会の中で生活されています。神戸町においても、今後同様の状況が進む可能性があると考えます。

こうした中で、外国人住民との共生は理念として掲げられるだけでなく、実際の行政運営や教育現場、地域社会の中でどのように具体化されているのかが問われる段階に来ていると感じております。

今後、労働力確保や社会構造の変化に伴い外国人住民の増加も想定される中、本町においても課題が顕在化してから対応するのではなく、現状を把握しあらかじめ体制を整えておくことが重要であると考えます。

そこで、本町における外国人住民への対応の現状と今後の町の方針についてお尋ねいたします。

(1)外国人住民の現状について。

まず本町に居住する外国人住民の現状についてお尋ねします。現在、神戸町に居住する外国人住民の人数、国籍別の内訳、また過去数年間の増減の推移について、町としてどのように把握しているのかお示してください。

(2)暮らしや転入時の手続について。

外国人住民の方が転入された際の手続や生活支援についてお尋ねいたします。外国人の方が転入された際の住民登録をはじめとする各種窓口手続の際、多言語対応や易しい日本語の活用どの程度進んでいるのでしょうか。また、外国人住民に対して、ごみ出しのルールや子育て、防災など生活に必要な情報をまとめた暮らしのガイドブックを作成している自治体もあります。お隣の大垣市では、2019年に作成しているとのこと。

地域のルールやごみ出しの仕組みなどは、それぞれの市町によって違うので、国や県の資料ではサポートし切れません。外国人住民が地域で安心して生活するためにも、こうした資料の整備は有効と考えます。本町において、作成を検討する考えはあるのかお尋ねいたします。

(3)防災・危機管理について。

防災・危機管理の観点からお尋ねいたします。災害時における避難情報や支援情報について、外国人住民に対する情報提供はどのように行われているのでしょうか。本町では、ごうど情報アプリによる情報発信を行っていますが、外国人住民にも情報が届くよう多言語化を進めるお考えはあるのかお聞かせください。

(4)教育分野での対応について。

最後に、教育分野についてお尋ねします。以前、県内のある教員の方とお話する機会があり、外国から日本語を学んでいない状態で日本に来られたお子さんを担当されて、学校現場としても支援がなかなか大変だったというお話を聞きました。

私も最近、町内の幼稚園や小学校で外国籍あるいは外国にルーツを持つ児童・生徒を見かけます。町内の小・中学校に在籍する外国籍あるいは外国にルーツを持つ児童・生徒の人数と、その増減傾向はどのようになっているのでしょうか。

また、日本語指導や学習支援の体制について、現状どのように対応しているのか。学校現場における課題について、教育委員会の認識をお聞かせください。

以上、御答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（宮川一美君） 町長 藤井弘之君。

○町長（藤井弘之君） おはようございます。

本日は、4人の議員さんから一般質問をいただいております。発言順位に従いまして、順次お答えをさせていただきます。

初めに、宮嶋健太郎議員からの御質問、外国人住民への対応と今後の町の方針についての第1点目、神戸町に居住する外国人住民の現状についてでございますが、町内に居住する外国人住民の人数は、住民基本台帳の登録を基に集計しております、令和8年3月1日現在、573人となっています。国籍別に見ると、最も多いのがベトナムの246人、次いで中国の68人、ブラジルの59人、フィリピンの52人、インドネシアの39人となっており、このほか16か国で109人が居住しています。また、コロナ禍以降の3年間の外国人住民数の推移については、平均で毎年50人程度増加しております。

次に、御質問の第2点目、暮らしや転入手続の対応と暮らしのガイドブックの作成についてでございますが、現在、転入手続における多言語対応として、専門性の高い行政用語に特化した翻訳アプリの活用や、国民健康保険制度等のリーフレットに多言語対応のQRコードを掲載するなど、多様な情報提供を進めております。

さらには、窓口対応等の際には、できるだけ分かりやすい簡単な日本語を使い、短い文章でお伝えする工夫をするなど、外国人住民の皆様が安心して手続できる環境づくりに取り組んでいます。

また、暮らしのガイドブックの作成については、現在、神戸町では外国人の方を含めた転入された方に対し、ごみの出し方や行事等を掲載したくらしのカレンダーを配付しております。しかしながら、日本語及び日本語での生活に不慣れな外国人の方にとっては、漢字が多いなど内容を理解することが難しい部分があると認識しております。

議員お説の暮らしのガイドブックについては、今後の外国人の転入状況等を十分考慮しながら調査・研究してまいりたいと考えております。

次に、御質問の第3点目、外国人住民に対する防災情報の提供については、現在、ごうど情報アプリにおいて英語版洪水ハザードマップを情報提供しております。

しかしながら、これもアプリの多言語化には対応しておりませんので、先ほどの暮らしのガイドブックの作成と同様に、今後調査・研究していきたいと考えておりますので御理解いただきたいと思っております。

いずれにしましても、町から発信する情報などは外国人の方々だけでなく高齢者や障がい者、子供たちをはじめ全ての町民の方々に分かりやすく伝えることは町民サービスの向上にもつながると、重要なものと考えておりますので、今後も引き続き地域の方々とより円滑なコミュニケーションが取れるよう関係部署と連携をしながら取り組んでまいります。

なお、第4点目の御質問につきましては、教育長から答弁させていただきます。

○議長（宮川一美君） 教育長 岡田勝彦君。

○教育長（岡田勝彦君） おはようございます。

続きまして、御質問の第4点目、教育分野での対応についてでございますが、現在、神戸町内の小・中学校には12名の外国籍の児童・生徒が在籍しております。国籍別に見ますと、ベトナムが5名、中国の3名、ブラジルの3名、フィリピンの1名でございます。毎年10名程度で増減はほとんどございません。

また、日本語が必要な児童・生徒は毎年二、三名程度で、ほとんどの児童・生徒はある程度日本語が分かり、学校生活を送ることができています。

神戸町といたしましては、それぞれの児童・生徒の状況に応じまして、町の学校支援員等が個別にサポートをしたり、県から派遣される外国人児童・生徒適応指導員を活用したりしています。また、タブレット端末に翻訳アプリを導入し、活用することで学習の支援を行っております。

一方、課題といたしましては、近年、外国籍の児童・生徒の国籍の多様化に伴い、学校で支援を必要とする言語の種類が増えてきていることです。今後も県の支援体制を利活用しながら、児童・生徒にとってより効果的な学習の支援ができるよう調査・研究をまいりますので御理解賜りますようお願いいたします。

以上、宮嶋健太郎議員からの御質問に対する答弁といたします。

〔3番議員挙手〕

○議長（宮川一美君） 宮嶋健太郎君。

○3番（宮嶋健太郎君） 御答弁ありがとうございます。

現場でそれぞれ丁寧に対応いただいていることを理解いたしました。その上で、今後の社会状況を考えると、個別対応だけでなく町としての体制を整備していく段階に来ているのではないかと感じております。

それでは、再質問に移ります。

外国人住民の現状について、(1)番ですけれども、本町では現在、外国人住民が573人ということで、その中の約40%以上がベトナムの方であることが分かりました。本町では、ここ数年外国人住民が毎年およそ50人程度増加している状況ということです。

このような増加傾向について、町としてはどのように捉えているのか、認識をお伺いいたします。

○議長（宮川一美君） 町長 藤井弘之君。

○町長（藤井弘之君） 神戸町では、こうした外国人の増加傾向ということで、こうした状況を鑑みまして今年度スタートいたしました神戸町の第6次総合計画、その中に新たに多文化共生の推進、これを基本施策の一つとして掲げております。

多文化共生の実現には、言語、生活習慣による誤認や偏見をなくしまして、国籍にとらわれ

ず地域コミュニティーの一員として安心して暮らせるように、相互理解を進めることが大切で
ございます。

町といたしまして、この互いの文化と習慣の理解が進むよう、より一層の啓発に努めてまい
りたいというふうに思っておりますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

〔3番議員挙手〕

○議長（宮川一美君） 宮嶋健太郎君。

○3番（宮嶋健太郎君） 第6次総合計画で多文化共生の推進が加わったということで、ぜひ具
体的な対応をお願ひいたします。

町内の外国人住民が573名ということで、これは町内の大体3%強という数字と思ひます。
先日、瑞穂市での一般質問で5%を超えたという話も出ていました。これからも割合が増えて
いくのではないかと思っております。

また、令和7年の町内の出生数は68名なのに対し、死亡数は238名と自然減しております。
外国人住民の年間50人程度の増加というのは、出生数と比べても少ない数字ではないことが明
らかではないでしょうか。外国人住民との共生は外国人の方だけの問題ではなく、人口減少社
会の中での地域社会を維持していくための重要なテーマであると思ひます。

それでは、(2)暮らしや転入時の手続について。

翻訳アプリの発展は目覚ましいものがあります。私も多言語であれだけのものを変換できる
のはすごいと思ひました。手続の際には、翻訳できる方や、1人でもアプリで対応できる方
もいると思ひますが、易しい日本語での対応を含め、これからもサポートをよろしくお願ひ
いたします。

また、暮らしのガイドについては、現在、日本語のもののみということで、今後調査・研究
されるとのことですが、ごみ出しや防災など、生活のルールを理解してもらうことは地域のト
ラブルを防ぐ意味でも重要だと考えます。

今後の課題として、既存の県や他市町の資料を参考に作成を検討いただければと思ひます。
これは以上、意見になります。

(3)防災危機管理についてお伺ひいたします。

災害時の情報格差は命に直結する問題です。最低限の避難情報のみでも多言語化する必要が
あるのではと考えます。また、本町の現在、ハザードマップについては現状ではたしか英語対
応のみであると思ひます。

来年度、ハザードマップを改定することが予定されておりますが、外国人住民の実態も踏ま
え多言語化を検討する必要があるのではないかと考えますが、町の見解をお伺ひいたします。

○議長（宮川一美君） 危機管理監 河出真志君。

○総務部長兼総務課長兼危機管理監（河出真志君） 先ほど町長の答弁でもございましたが、ごうど情報アプリの多言語化につきましては、今回のハザードマップと同様に調査・研究してまいりたいと考えておりますので、御理解いただきますようお願いいたします。

〔3番議員挙手〕

○議長（宮川一美君） 宮嶋健太郎君。

○3番（宮嶋健太郎君） ぜひ防災は命に関わる問題だけに、発信していくかということはもちろんのこと、情報が届いているかということが重要だと考えますので、外国人住民に対しても防災情報など届くようによろしく検討をお願いいたします。

それでは、(4)教育分野での対応について、お伺いいたします。

教育現場では、全体の人口573人に比べてはまだ人数が少ないことが分かりました。しかし、これから対応が必要になってくるのではと思われまます。先ほどありましたように、国のほうも長期滞在が可能な制度がこれから進んでまいります。

日本語指導に関しては、県から母国語対応の支援員が派遣しているということですが、現在、対応言語が中国語、ポルトガル語、タガログ語といった言語に限られていると把握しております。

一方で、本町では先ほど十数名の児童・生徒の中、5名がベトナム出身の方ということで、ベトナムの方がこういう状況に対してその言語対応がまだ整っていない状況だと把握しております。この実態とのギャップがあるということを感じております。

こうした状況を踏まえ、県に対して実情に応じた支援体制の充実の働きかけが必要でないかと考えておりますが、教育委員会では見解をどのようにお考えかお伺いいたします。

○議長（宮川一美君） 教育課長 野下あゆみ君。

○教育課長（野下あゆみ君） 神戸町でもベトナム籍の児童・生徒が増えてきておりますので、引き続き県へ要望しながら、県と連携してまいりたいと考えております。

現在のところ、県教育委員会では外国人児童のための学習教材や日本語のワークブックが作成されていたり、15か国語に対応したリモートでの学習支援、オンラインでの日本語初期指導講座が開催されておりますので、児童・生徒の状況に応じて活用してまいりたいと考えております。御理解賜りますようよろしくをお願いいたします。

〔3番議員挙手〕

○議長（宮川一美君） 宮嶋健太郎君。

○3番（宮嶋健太郎君） 御答弁ありがとうございます。

県のほうでは15か国語の学習支援やオンラインでの個別対応ということも伺いました。それらの点は安心しましたが、引き続き県への働きかけのほうをよろしくをお願いいたします。

また、日本語理解、学習指導、保護者との意思疎通などは担任の先生方の負担は大きいのではないかと考えております。支援が学校や担任によって左右されないよう、また今後もそういった児童・生徒さんが増加した場合の支援体制を、検討をよろしく願いいたします。

それでは、総括させていただきます。

本町ではここ数年、外国人住民がおおよそ50人ずつ増えている状況がございます。仮にこのペースで進めば、10年で500人規模の増加という可能性も考えられます。外国人住民の方への対応は、教育、防災、生活支援など町の様々な分野に関わってまいります。今後の人口構成の変化も踏まえ、町として将来を見据えた検討が必要と考えます。

外国人住民の多くは、町内あるいは周辺地域の企業で働いておられる方も多いのではないかと思います。生活支援や地域との関係づくりにおいては企業の役割も大きいとは思いますが、町として企業との情報共有や連携も今後は必要になってくるのではないのでしょうか。

教育に関しては、日本語指導や学習支援については、学校現場の努力に支えられている部分も多いのではないかと思います。子供たちの学習環境を守るためにも、教育の負担軽減という意味でも、教育委員会として支援体制の充実をよろしく願いいたします。

今回の答弁をお聞きすると、住民手続、生活、防災、教育とそれぞれの部署で対応してられております。外国人住民への対応は、複数の分野にまたがる課題であります。神戸町として、外国人住民への対応を全体として把握し、町内で調整するような体制を今後検討いただきたいと思っております。

多文化共生は理想としては掲げられていますが、実際の地域の中で相互理解を深めようという姿勢にはまだまだ遠い現状ではないかと思います。

実は私は20年以上前の大学生のときに、大垣国際交流協会で外国人の方に日本語を教えるボランティアをしておりました。日本語の生活文化や地域の実情を理解してもらうと同時に、我々も外国人の生活文化を知る姿勢も大切ではないかと思います。外国人住民との共生は、外国人の方だけの問題ではなく、人口減少社会の中で地域社会を維持していくための重要なテーマでもあると考えます。今後も、神戸町の実情を踏まえながら建設的な議論を進めていくことを期待しております。

以上で質問は終わりますが、一言議長にお許しをいただきたいと思っております。

今年度、河出真志総務部長、石原宏一民生部長がこの3月をもって役職定年されることとなっております。これまで町政の発展に寄与していただき本当にありがとうございました。また、お二人とも新しい立場になられて、今後とも引き続き神戸町のために御尽力いただきますようお願い申し上げます。

以上をもちまして質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（宮川一美君） 宮嶋健太郎君の質問を終わり、6番 林 利雄君。

○6番（林 利雄君） おはようございます。

議長のお許しをいただきましたので、ただいまから私、林 利雄、6番でございます。質問をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

今回の一般質問につきましては、大きく2点についてお伺いをいたします。

まず1点目でございます。

自主防災組織に対する支援についてですが、近年、異常気象による影響から、全国各地で地震や豪雨災害など自然災害による極めて重大な被害が発生しております。中でも、特に被害が大きかった、本日15年目を迎えました2011年3月の東日本大震災、本当にあのときはテレビを見ておりますと津波ですごく人がさらわれて、亡くなった方も非常に多かったと涙したことを思い出しております。

そして、2016年4月の熊本地震、そして記憶に新しい2024年の元日に起きました能登半島地震など、大規模な地震により多くの家屋が倒壊をし、人が閉じ込められてしまった、また不幸にも生き埋めになってしまったというような大きな被害が発生しております。

県によりますと、地震の被害想定調査、これによりますと南海トラフ巨大地震が発生した場合、神戸町では最大震度が6弱の場合を想定して、建物の全壊が155戸、半壊が568戸、また養老一桑名一四日市断層帯地震では最大震度が6強、建物の全壊が1,199戸、半壊が2,051戸と想定されております。

平成7年、1995年ですが、1月に発生しました阪神・淡路大震災では、家屋の倒壊による生き埋めや建物などに閉じ込められた人のうち約95%の方、その方が自力あるいは家族、また友人に救助されたということでしたが、残念ながら消防などの公共機関に救助された方は僅か1.7%であったというデータがございます。

このような災害は思いもしない想像以上の形で発生し、大きな災害であればあるほど国や地方公共団体の救助救援もすぐに期待することができなく、必ずと言っていいほど地域での総合的な力により災害に備えることが必要であると考えます。

今述べましたように、地域の防災力を高めるには、まずは一人一人が防災のことを思い、考え、地域社会や職場など全体で力を合わせて災害に備えることが必要であり有効であると言われております。

神戸町では、地域の防災力の要でもあります自主防災組織を区長さん御協力の下、いち早く立ち上げていただきましたが、この自主防災組織は組織されることだけが目的ではございません。何よりも防災における知識を身につけること、そのための訓練を繰り返すことが最も重要であると考えます。

以上のことを踏まえ、次の3点についてお尋ねをいたします。

1点目でございますが、自主防災組織の現在の設置状況について。

2点目といたしまして、自主防災組織に対する町からの支援について。

3点目でございます。自主防災組織における防災訓練に対する助成制度を新たに創設してはどうか。

以上、3点でございます。よろしくお願ひいたします。

次に、近年増えてきておりますひきこもりの支援についてでございます。

近年、社会の変化によって個人と社会及び他者とのつながりが希薄になる中で、日常生活や社会生活において孤独を覚えたり社会から孤立する、そんなことで心身に有害な影響を受けている方が増えてきておるとされております。

このような孤独、孤立に対する問題は、特にコロナ禍で顕在化し、深刻な社会問題として報道をされております。このような方々を支援するために、居場所や自立的な社会生活を取り戻すために最大限の支援をしていく必要があると思っております。

国では、そのような方々のために、令和4年2月、孤独・孤立対策官民連携プラットフォームを設立されました。さらには、令和6年4月1日に孤独・孤立対策推進法を施行し、深刻な社会課題として報道をされております。このことにより、孤独・孤立対策重点計画を策定し、支援を必要とされる方々が安心をして生活ができる社会の実現を目指しておられます。

2023年3月に内閣府が公表をいたしました調査によりますと、15歳から64歳までのひきこもりと言われる方が全国に146万人お見えになるということでございます。それを聞きますと、決して他人事では済まされない状況で、大きな問題であり、深刻な問題でもあると思ひます。

そこでお尋ねをいたします。

1点目としまして、現在、神戸町ではひきこもり支援などどのように行っておられるでしょうか。

2点目に、今後どのように進めていくのかをお尋ねいたします。

よろしくお願ひいたします。

○議長（宮川一美君） 町長 藤井弘之君。

○町長（藤井弘之君） 林議員からの御質問の第1項目め、自主防災組織に対する支援についての第1点目、自主防災組織の設置状況についてでございますが、御指摘のとおり近年の異常気象や地震等の自然災害は甚大な被害をもたらしており、自治体のみならず町民一人一人の備えと地域の連携が重要となっております。

神戸町におきましては、平成16年に自主防災組織支援事業に着手いたしまして、全ての自治会に対しまして組織設立に向けての支援とともに防災倉庫の設置並びに防災資機材の購入助成

として全体で1億4,300万円を補助し実施してまいりました。そのため、現在全ての自治会において設置されております。組織の設置は地域防災の基盤でありまして、住民相互の連携と情報共有を推進する点において大きな役割を果たしております。

次に、御質問の第2点目、自主防災組織に対する町からの支援についてでございますが、町では自主防災組織防災資機材整備等事業補助金の交付要綱により、地域住民の安全を確保し、地震等の災害に対処するため防災資機材の購入と修繕費用に対して補助しておりまして、その補助率は購入費用の2分の1とし、補助金額の限度額は1年間で15万円となっております。毎年この補助金を活用して防災資機材や備蓄品の購入や更新等を進めていただいております。

令和7年の実績といたしましては、29の自治会に対して合わせて225万円の補助をしております。アルファ米、乾パン、飲料水などの保存可能な食料品のほか、救急トイレや発電機などの資機材の購入費用にも充てられています。

このほかには、各地区の区長さんや防災委員さん等を対象に、自主防災組織リーダー研修会を毎年開催しております。今年度は、7月に各区から100名を超える皆さんに御参加をいただき、ぎふ防災・減災センターから講師をお招きし、暮らしの中から防災を考えると題し御講演をいただいております。さらに、各地区に出向く防災出前講座などを通じて防災意識の向上にも努めております。

次に、御質問の第3点目、防災訓練に対する助成制度の創設についてでございます。

今年度、末守区では県の補助事業を活用して防災訓練が実施されました。その防災訓練では、区長さんをはじめとする地域の方々により企画、立案、実施まで進められ、子供から高齢者の方々が楽しく参加できる体験を取り入れたものとなり、地域の交流、ひいては地域の防災力の向上にもつながる訓練となりました。

現在、神戸町では自主防災組織の防災訓練に対して、訓練内容の相談や防災出前講座として職員の派遣などの支援を行っておりますが、より充実した防災訓練を実施するためには助成制度の創設は有効な手段の一つであると考えております。

したがいまして、議員御質問の防災訓練に対する助成制度の創設については、各区長様や自主防災組織等関係者の協議、また他町等の事例を参考としながら、今後その制度設計や構築に向けまして前向きに検討してまいりたいと考えております。

町といたしましては、今後も引き続き自主防災組織に対しまして必要となる情報提供を発信するとともに、助言や支援を行うことで地域の安全・安心のために、またよりよい実効性の高い防災対策を推進してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

次に、御質問の第2項目め、ひきこもり支援についてでございます。

一般的に孤独、孤立は主観的概念で、独りぼっちと感じる精神的状況を指し、寂しいという

感情を含めて用いられます。特に、ひきこもりは非常に繊細でデリケートな問題でございまして、その対策は当事者の立場に立って慎重に行うべきだというふうに思っております。

孤独、孤立に関する悩みは、生きづらさを感じている、また生活支援に困っている、ひきこもり、子育てなど多岐にわたり深刻化、複雑化しています。

このような状況の中、行政だけでなくNPO法人等の民間支援団体等と協働して推進することを目的として、岐阜県では令和5年2月に孤独・孤立対策官民連携プラットフォームという組織が設立されました。

神戸町からは、町をはじめ町社会福祉協議会と町内に事業所を構える特定非営利活動法人グラシアス、また特定非営利活動法人と一たすが参画しています。神戸町では、この2つの事業所に対し、ひきこもり対策に対する2つの支援事業を委託するとともに、幅広く連携しております。

その1つが、通所支援事業です。

グラシアスでは、町内在住の15歳以上でひきこもりの状態にある方が、社会参加するための足がかりとなるよう支援し、その人の状態に応じた日常生活訓練を行っております。さらに、ひきこもりやその家族に対する訪問相談、また支援にも対応できる体制を整えております。

2つ目が、生活困窮者支援のための地域づくり事業です。

と一たすでは、地域住民がひきこもりをはじめとした多様な生活課題等の支援者として対応できるよう、意識を醸成し連携する仕組みづくりを促すため講演会を年2回開催しております。

このほか、役場健康福祉課内でも電話相談窓口を設け対応しております。

加えまして、新たな取組として、令和8年度からさらなる支援拡大のため西濃圏域2市8町が連携して西美濃地域メタバース相談室事業を実施いたします。これはインターネット上の仮想空間、いわゆるメタバースを活用し、交流日と称してひきこもり等孤独・孤立の状態にある方に交流、相談の場を提供することで社会とのつながりを持てる機会を提供するものでございます。ここでは専門職員がメタバース空間内で待機し、予約制の下個別相談に応じる相談日も別途設けます。

これらの施策を効果的に組み合わせ、ひきこもり支援の一層の充実を図り、生きづらさを抱える方々への支援のメッセージを送ってまいりますので、御理解を賜りたいと思います。

以上、林議員の御質問に対する御答弁とさせていただきます。

〔6番議員挙手〕

○議長（宮川一美君） 林 利雄君。

○6番（林 利雄君） 御答弁ありがとうございました。

今回、新年度予算について町長が2月27日に記者発表されました。中日新聞には、中央公民

館の大規模改修が掲載されておりましたが、岐阜新聞、これには地域防災強化に重点を置くということで、これは岐阜新聞の拡大コピーでございますが、このように掲載をされておりました。地域防災の強靱化や子育て支援に重点を置いたと書かれておりました。ありがとうございます。

また今後、議会の初日には施政方針でも重点施策の要旨として一番最初に述べられ、安心・安全なまちづくりの推進では町民の生命、財産を守ることとして、洪水ハザードマップ更新の事業、防災備蓄管理システム導入事業、そして私が過去に一般質問いたしました河川監視カメラ設置事業などなど、今まで以上に防災・減災に力を入れていただけるということに心から感謝を申し上げる次第でございます。

さて、御答弁をいただきましたが、1点目の設置状況につきましては、御答弁がございましたように自主防災組織とは言うまでもなく自分たちの地域は自分たちで守る、このことが大前提でございます。今後もしっかりとした組織運営ができる基盤づくりに御尽力をいただければと思いますし、御尽力をいただけるものと理解いたしましたのでよろしくお願いをいたします。

2点目の町からの支援につきましては、防災資機材の購入や備蓄品の購入、修繕費などに対して補助、またはリーダー研修会や出前講座など支援をされていますが、補助金の限度額でございますが、物価が高騰いたしております昨今でございます。年間の限度額が15万円というふうに理解しておりますが、いつ頃からか私も確認しておりません。数年経過しておるのであれば、この15万円についても見直す必要があると思いますので、ぜひ検討をしていただければと思います。回答は要りません。

3点目の助成制度を新たに創設してはにつきましては、制度設計の構築に向けて前向きに進めていくということでございます。期待しているものだと思いますが、よろしいですね。期待しますのでよろしくお願いをいたします。

それでは、再質問でございます。

町長の答弁にございましたが、今年度、末守区において県の補助を活用し子供から高齢者までが楽しめる防災訓練を実施されたということでございますが、1つ目に訓練の内容、2つ目に県の補助はどのようであったのかお尋ねをいたしますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（宮川一美君） 危機管理監 河出真志君。

○総務部長兼総務課長兼危機管理監（河出真志君） 先ほど町長の答弁にございました末守区の防災訓練についてです。

今年度、県が進めております政策オリンピックの一つであります季節に応じた住民参加型訓練という補助事業で、補助率は5分の3、上限を100万円としたものであります。訓練の内容につきましては、物が倒れてくるという仮想現実、いわゆるVR体験、また地震体験車、また

アマチュア無線の伝達訓練などを実施されております。

当日は、末守区の防災士の方が中心となって運営をされておりますので、よろしくお話をいたします。

〔6番議員挙手〕

○議長（宮川一美君） 林 利雄君。

○6番（林 利雄君） ありがとうございます。

いろいろな訓練の方法があるんだなあということを知りました。ありがとうございます。ぜひそのようなことを行っておるのであれば、町長、区長会などがありますときにお話をさせていただいて、防災力の向上につなげていただければと、こんなふうに思いますのでよろしくお願いいたします。

補助金につきましては、今言われたように政策オリンピックということなので毎年ではないと思います。4年に1度なのか5年に1度なのか、計画があるのか分かりませんが、そういうことがないときには町でもつけて、これを考えていただければと、こんなふうに思いますのでよろしくお願いいたします。

続きまして、ひきこもりの支援についてでございますが、町長のほうからも詳しく説明をいただきました。ひきこもり支援をNPOグラシアス、またと一たすの2か所の事業所が参画しているということでございますが、再質問でございます。

スタッフとして、どのような立場で何名の方にお世話になり、利用者はどれくらいの方がお見えになるのか、お尋ねをいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（宮川一美君） 民生部長 石原宏一君。

○民生部長兼健康福祉課長（石原宏一君） 林議員の御質問にお答えさせていただきます。

ひきこもり支援、グラシアスでございますが、正職員が3名、パートが3名、スタッフ6名の方で行っていただいております。その方々はどのような立場かという御質問ですが、看護師、社会福祉士、介護福祉士、あと幼稚園の教諭の有資格者の方でございます。

それと利用者はどれだけかという御質問でございますが、就労継続支援のB型事業所の利用者は13名、それと15歳以上の町内在住のひきこもり支援、2名の方が利用をいただいております。以上でございます。

〔6番議員挙手〕

○議長（宮川一美君） 林 利雄君。

○6番（林 利雄君） ありがとうございます。

かなりの方がお見えですね、やっぱりね。親切丁寧にこれからも支援をしていただければと、こんなふうに思いますのでよろしくお願いいたします。

もう一つでございます。新たな取組として、西濃圏域2市8町、西美濃地域メタバース相談事業を開始される予定とのことで町長からも御説明がございました。ぜひともよい結果が出るような取組で行っていただければと思います。

最初に申し上げましたひきこもりにつきましては、深刻な社会問題でございます。しっかりと支援をしていただいて、誰もが充実した生活ができるように強くお願いをいたしまして、私からの質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（宮川一美君） 林 利雄君の質問を終わり、4番 小川榮一君。

○4番（小川榮一君） 議席番号4番 小川榮一。ただいま議長の許可を得ましたので、通告により一般質問をさせていただきます。

今回は3点質問させていただきます。

1点目、財政調整基金について。

財政調整基金とは、地方自治体が災害や景気変動によって税収が不足した場合に備える言わば貯金のようなものです。地方財政法に基づく基金で、財源に余裕があるときに積み立て、不足する年度に取り崩して予算の均衡を保つ役割をします。国は、標準財政規模の10%から20%を財政調整基金のおおよその目安としております。

神戸町の令和7年度の財政調整基金の見込額は13億3,207万5,000円で、標準財政規模の約27%で目安の20%を上回っております。

しかし、自治体によっては独自の基準を持って基金を積み立てている自治体もあります。例えば、お隣の大野町では大野町独自の基準をつくって基金を積み立てています。

そこでお尋ねします。

神戸町では、財政調整基金をどのような基準あるいは目安で積み立ててみえるのでしょうか。

2点目、有形固定資産減価償却率についてお尋ねします。

現在、地方自治体が抱える最大の政策課題は何か、私はそれは公共施設等のマネジメントだと考えております。高度成長期以降に整備してきました公共施設やインフラの老朽化が進み、全国の自治体が人口減少、高齢化と財政逼迫が進んでいる状況において、これら老朽化施設等の更新、長寿命化、廃止など、難しい判断に直面しております。

有形固定資産減価償却率とは、別名資産老朽化比率といい、土地以外の償却資産、公共施設やインフラ等の老朽化の度合いを示す指標です。この比率が高いほど老朽化が進んでおります。

令和6年策定の神戸町公共施設等総合管理計画では、施設の有形固定資産減価償却率は53.6%でした。令和6年の策定以降、ふれあいセンター改修による児童館の開設、現在進行しております中央公民館大規模改修、エコプラザの新築、西座倉工業団地造成による西座倉スポーツ広場の廃止など大きな変化がありました。有形固定資産減価償却率は当然変わったものと

思われます。どのように変わったのでしょうか。

続きまして3点目、中央公民館大規模改修後のオープニングイベントについてです。

現在、中央公民館大規模改修工事が本年8月末の完成を目指して行われております。完成しますと大ホールのイメージが大きく変わります。本議会冒頭の町長の施政方針演説の中でも、オープニングの企画をなされておりました。

そこでお尋ねします。

具体的にどのような企画を考えてみえるのでしょうか。

以上、3点よろしく願いいたします。

○議長（宮川一美君） 町長 藤井弘之君。

○町長（藤井弘之君） 小川議員の御質問の第1項目め、財政調整基金の目安をどのように考えているのかでございますが、財政調整基金は税収の減少や災害などの不測の事態に備え、財源が不足する場合に活用し、安定的な行財政運営を継続するために設置しております。

議員お説の財政調整基金は標準財政規模の10%から20%がということでございますが、それは平成29年度に総務省が実施した調査において、基金の積立ての考え方として、標準財政規模の一定割合と回答した市町村のうち、10%から20%が最も多い結果であったことによるものと考えられます。

さて、令和7年度末の神戸町の財政調整基金の残高見込額は13億4,842万7,000円となっております。また、令和6年度の標準財政規模は51億6,533万4,000円ですので、その割合といたしましては26.1%となり、小川議員の言われる10%から20%の範囲の水準は大きく超える数値となっております。

神戸町では、御質問の財政調整基金の独自の基準は特段設けておりませんが、毎年度の予算編成の際には、各事業に対する基金の活用や運用を十分検討しながら引き続き健全財政の堅持に努めてまいります。

次に、御質問の第2項目め、令和6年度以降、有形固定資産減価償却率はどのように変わったかでございますが、議員お説のとおり有形固定資産減価償却率は有形固定資産のうち土地以外の償却資産、建物や工作物等の取得価格に対する減価償却の割合のことを示しており、この比率が高いほど施設の老朽化が進んでいるものと判断できるものでございます。

令和6年に改定いたしました神戸町公共施設等総合計画では、有形固定資産減価償却率は53.6%となっております。

議員お説のとおり令和6年度以降、西座倉スポーツ広場を廃止した一方で、ごうど児童館やエコプラザごうどなどの施設の新築、改修等が完了したため、減価償却率は下がるものと予想されております。

最新の減価償却率については、令和8年度に予定しております神戸町公共施設等総合計画の見直し以降に新たにお示しできるものと考えております。

いずれにいたしましても、厳しい財政状況の中、公共施設の計画的な更新、長寿命化等の検討、財政負担の軽減や平準化を考慮しつつ、公共施設の適正な管理に努めてまいります。

次に、御質問の3項目め、中央公民館大規模改修工事後のオープニングイベントについてでございます。

中央公民館大規模改修工事につきましては、大ホールを中心に2か年継続事業として本年9月初旬のリニューアルオープンに向け順次工事を進めています。

御質問のオープニングイベントについてでございますが、開催日時、内容等については現在、庁内において協議、検討しているところであります。多くの皆様が待ち望んでいるリニューアルした大ホールの門出にふさわしく、また町民の皆様には足を運んでいただけるようなオープニングイベントを企画していきたいと考えております。

さらには、リニューアル後の一定期間を記念イベントとして、神F e s ! 2026をはじめ文化祭や敬老会などのほか、魅力あるイベント等を開催してまいりたいと考えておりますので、御理解いただきたいと思っております。

以上、小川議員からの御質問に対する答弁とさせていただきます。

〔4番議員挙手〕

○議長（宮川一美君） 小川榮一君。

○4番（小川榮一君） 御答弁ありがとうございました。

それでは、再質問に入らせていただきます。

まず1点目の財政調整基金についてですが、財政を考える場合、財政分析をする場合に自分の町の立ち位置をやはり確認する必要があると思っておりますので、他市町の比較とか、あるいは岐阜県でのほかの自治体との比較とかあると思っております。

今、神戸町と同じ人口、それから産業構造を示す類似団体としては、全国に30か所以上あると思っておりますが、あるいは県内のほかの市町と比較すると思っておりますけど、神戸町としてはどこか比較する、そのような対象な自治体とか団体とかはございますでしょうか。

○議長（宮川一美君） 副町長 金指義樹君。

○副町長（金指義樹君） お答えさせていただきます。

今、議員お説のとおり、総務省が人口構造と産業別構造で類似団体というものを示しております。町村では大きく15に区分されるものであります。県内では揖斐川町と御嵩町がその区分に入っております。ですので、議員お説の神戸町の立ち位置をはかる上では、その2町の水準といえますか数値が非常に参考になると思っております。また、それ以外には西濃管内6町で

あつたり、揖斐郡3町の財政力指数であつたり、そういうものもいろいろと神戸町の判断基準になると思っております。

ちなみに、岐阜県内で神戸町の財政力指数につきましては21町村中4番目の高水準ということでございます。よろしくお願いいたします。

〔4番議員挙手〕

○議長（宮川一美君） 小川榮一君。

○4番（小川榮一君） ありがとうございます。

今ありましたように、類似団体としては県内では揖斐川町、御嵩町ということで、この2町と比較、あるいは近隣の町との比較ということになると思いますけれども、私なりに、岐阜県下42の市町がありますけど、そこの決算カードを全て見ましたら、財政調整基金について平均で大体30%ぐらい、そして国が示している10%から20%というところは11団体で、残りの31団体は21%以上積み立てておりました。最高に積み立てていた町が北方町で82%、最低で岐阜市の12%ということで、かなり大きな開きがありますが、つぶさに見ていきますと、やはり今お話がありましたけど財政力指数が低いとか、あるいは財政力規模の小さいところは非常にパーセンテージが大きいと。将来に対して備えをしているというようなことを感じました。あるいは、ふるさと納税が好調な市町はそれをバックに積み立てているという、そんなような状況かなあと思います。

それで今後の方向性としては、町として財政調整基金をどのような方向で積み立てていきたいと考えてみえるでしょうか。

○議長（宮川一美君） 副町長 金指義樹君。

○副町長（金指義樹君） 今、議員お説のとおり、神戸町では財政調整基金26%ということでございます。

町といたしましては、財政調整基金だけではなく、いわゆる特定目的になります特目基金と言われる例えば減債基金であつたり公共施設整備基金というような基金もございますので、町としてはバランスよくそれぞれの基金に積んでいくことで将来に備えていこうと、そういう考えでございます。御理解いただきますようお願いいたします。

〔4番議員挙手〕

○議長（宮川一美君） 小川榮一君。

○4番（小川榮一君） ありがとうございます。

町の健全財政のためにもぜひそのような基金ですね、積み立てていただければと思っております。

次に、2点目の有形固定資産減価償却率についてお尋ねいたします。

令和6年に策定しました神戸町公共施設等総合管理計画の中で、特に償却率が高い施設につきましていろいろ方向性を示しておりました。

その中で特に気になったのは、下宮のテニスコートです。その管理計画の中で、下宮のテニスコートは有形固定資産減価償却率が100%に達し統合、廃止するというふうに書かれています。恐らく、その時点では西座倉のスポーツ公園のテニスコートがあったためですけれども、しかしその後、工業団地造成のために西座倉のテニスコートがなくなりました。

そこでお尋ねします。

下宮のテニスコートですが、計画どおりに廃止になるのか、それとも維持管理されるのでしょうか。その辺りをお尋ねします。

○議長（宮川一美君） 総務部長 河出真志君。

○総務部長兼総務課長兼危機管理監（河出真志君） 小川議員お説のとおり、下宮テニスコートにつきましては計画時には統廃合施設としておりました。

西座倉の区画整理事業に伴いまして、西座倉のスポーツ広場が廃止をされました。そういったこともありまして、それから人工芝の張り替え、また防球ネット等下宮テニスコートにつきましては改修工事をしてまいりましたので、今回の見直しにおいては継続、存続施設として見直しをする予定としておりますので、御理解いただきますようお願いいたします。

〔4番議員挙手〕

○議長（宮川一美君） 小川榮一君。

○4番（小川榮一君） 下宮のテニスコートは改修しながら維持管理していくという方向ということでもよろしいでしょうか。ありがとうございます。

それで来年、令和8年度に総合計画を見直すということですので、今非常に、特に神戸町は他の市町に先駆けまして施設を造りました関係上、老朽化がこれからいろいろ問題になると思いますが、大きな方向性として今後どのようなお考えを持ってみえるか、今分かる範囲でいいですので方向性を教えていただければと思います。

○議長（宮川一美君） 町長 藤井弘之君。

○町長（藤井弘之君） 町内には公共施設がたくさんございます。その中でも、昭和55年、56年に完成いたしました町民体育館、それから中央公民館がございます。この2つの施設につきましてはかなり老朽化が進んでいるということで、今回、先ほどの答弁のほうでも申し上げましたように中央公民館の大ホールを中心とした改修を行っております。

残るはその南にあります町民体育館でございますが、先般、委員会のほうでも少し触れさせていただきましたけれども、今年度に耐震補強計画ということで町民体育館のほうを実施してまいりました。その結果は、もう少し詳しく出ました後にその改修についてどのようにするか、

補強工事をするのか、または改築するのかということを決めていきたいというふうに思っておりますので、そのほかの施設については存続とか維持していきたいというふうに思っております。

[4番議員挙手]

○議長（宮川一美君） 小川榮一君。

○4番（小川榮一君） ありがとうございます。今後、またよろしく願いいたします。

では、最後の再質問ですが、3点目の中央公民館改修工事後のオープニングイベントですが、提案としまして、コロナ以前は町長によります町政報告会というのがありましたけれども、コロナがありまして、それ以降開かれていないような感じを受けております。できましたら、町長による町政報告会なり、あるいはビジョンを語る会なり、この際ちょうどいい機会ですので開催してはいかがかと思います。どうかなあとと思いますがいかがでしょうか。

○議長（宮川一美君） 町長 藤井弘之君。

○町長（藤井弘之君） お説のとおり、私の町政報告会も検討の中に入るかと思っておりますけれども、町政報告につきましては今各自治会においてかなり数をこなしております。そういった意味におきまして、今後のイベントに関しまして、先ほど申し上げましたようにオープニングの記念のほうは庁舎内で十分検討して、早めにお知らせしたいというふうに思っておりますのでよろしく願いいたします。

[4番議員挙手]

○議長（宮川一美君） 小川榮一君。

○4番（小川榮一君） では、非常に中央公民館のオープニングイベントを楽しみにしております。

以上で、一般質問を終了させていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（宮川一美君） 小川榮一君の質問を終わり、ここで11時まで休憩いたします。

午前10時40分 休憩

午前11時00分 再開

○議長（宮川一美君） 休憩を終わり、一般質問を続けます。

10番 鈴木愛子君。

○10番（鈴木愛子君） 10番 鈴木愛子でございます。

議長の許可を得ておりますので、一般質問に入りたいと思います。

まず1つ目であります。新年度一般会計予算の特徴と今後の課題について。

世界に目を向けるとアメリカとイスラエルによるイラン攻撃による紛争の勃発と、その行方、そして今後のエネルギー供給に不安が高まっています。国内でも、長期化する円安を受けて、

異常とも言える物価高騰が依然として国民生活に大変な影響を与えています。

(1) こうした厳しい内外情勢を受けて、81億5,000万円の一般会計予算が提案をされました。この予算内容には、防災や環境対策など、町民生活にとって重要な施策も計上されています。ただ私なりに予算内容を分析し、そして町長の所信表明をお聞きした上での感想として、例年に比べて新しい政策の打ち出しがやや弱いと感じますが、この予算編成にどのような基本姿勢で臨まれたのでしょうか。

(2) です。今、町民が一番期待していることは、物価対策と生活支援です。

昨年12月臨時議会で、町は国からの交付金1億9,000万円を活用して給付金、水道基本料金免除、ごみ袋配付などの貴重な物価対策を決定いたしました。このように、町は物価対策に努力はしておられますが、しかし町民の暮らしは依然として日々厳しい暮らしを余儀なくされております。

町として、さらなる生活支援策の具体化が臨まれていると考えますが、どうでしょうか。今後の見通しをお尋ねいたします。

大きい2点目に入ります。

全ての子供たちに給食の無償化を。

いよいよ国の制度として公立小学校の給食費無償化が本年4月から始まります。約10年前は僅か55自治体でしたが、2023年9月時点の文科省調査では722自治体にまで広がり、全自治体数の3%から約40%の急拡大であります。既に、当町においては保育・幼児教育の無償化とともに給食費の無償化、小学生、中学生の給食費無償化を実施しております。大いに評価しているところでございます。

そこで質問ですが、3歳未満の給食費は保育料に含まれ親の負担となっております。負担軽減策として、全ての子供たちの給食の無償化の実現を求めるものでございます。

以上、大きく2点にわたりますが、よろしく願いをいたします。

○議長（宮川一美君） 町長 藤井弘之君。

○町長（藤井弘之君） それでは、鈴木議員の御質問の第1項目め、新年度一般会計予算の特徴と今後の課題についての第1点目、新年度予算編成をどのような姿勢で臨んだのかでございまして、議会開会日の施政方針でも述べさせていただきましたが、令和8年度予算については、食料品をはじめとした物価高騰や高齢化の進行による社会保障費が増加するなど、厳しい財政状況の中ではあるものの、第1に町民サービスの低下を招かないことを念頭に置き予算編成に臨んだところであります。

御承知のとおり、令和8年度の一般会計予算では中央公民館の大規模改修事業をはじめ、南平野小学校の屋内運動場の空調機器設置事業などのハード事業、また洪水ハザードマップの更

新事業、文化財のアーカイブ事業などのソフト事業などを組み込んだ過去2番目の規模となります81億5,000万円としております。今年度、ごうど児童館改修やエコプラザごうど建設事業などの大型のハード事業が完了したことを鑑みても、新年度予算はこのように大きな予算案となっていると感じております。

次に、御質問第2点目、物価高騰に対する今後の支援策をどのように考えているかでございますが、昨年12月の臨時議会におきまして御議決いただきました3つの物価高騰支援対策事業については、他市町に先駆けて予算化をいたし事業展開をただいま進めております。

商品券の配付事業につきましては、既に一部の御家庭においてゆうパックによる配達が始まりまして、また町指定のごみ袋の配付事業では引換券の郵送が完了いたし、また同じく水道基本料金の免除事業も2月検針分よりスタートしております。

御質問のさらなる支援策については、まずはこの3つの事業を迅速かつ確実に進めていくことが重要であるというふうに考えております。引き続き、国の予算の動向等を注視しながら、町民の皆様に対してより効率的かつ効果的な支援とサービス提供ができるよう情報収集に努めてまいりますので、御理解賜りたいと思います。

次に、御質問の第2項目め、3歳未満児の全ての給食費無償化の実現についてでございますが、初めに保育所等の利用に係る保育料につきましては、子育て世帯の負担軽減を図るため国において令和元年10月より幼児教育・保育の無償化制度が開始されております。

この制度によりまして、神戸町におきましてもゼロ歳から2歳児の保育料につきましては住民税非課税世帯を対象に無償化しており、住民税課税世帯においては所得に応じた保育料を頂戴しております。

また、ゼロ歳から2歳児までの給食につきましては保育料に含めて徴収しておりますが、神戸町独自の取組として、国の基準額よりも大きく引き下げた保育料を設定しておりまして、保護者の負担軽減に努めております。さらには、保育料の軽減措置として、第2子は保育料を半額、第3子以降は保育料を無償としているところでございます。

なお、現在3歳未満児で所得に応じた保育料を御負担いただいている児童は113名となっておりますが、この中には第2子として半額となっている児童が45名、また第3子以降として実質無償化になっている児童が17名含まれておりまして、実際には多くの御家庭で一定の負担が軽減が図られているという状況でございます。

このことから、3歳未満児の保育料に含まれている給食費等無償化につきましては、今後他市町の事例も十分参考にしながら、引き続き調査・研究してまいりたいと考えております。

以上、鈴木議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

〔10番議員挙手〕

○議長（宮川一美君） 鈴木愛子君。

○10番（鈴木愛子君） ありがとうございます。

まず第1点目についてお尋ねします。

過去2番目ということで、大変大きな今回財政の取組なんですが、町民にとって生活していく上で本当に行政が考えてくれている施策というのをきめ細かくやっていただけることが私は望ましいと思っております。

この3つの内容は大変優れたものだと思っているんですけど、いまだに生活が物価高騰でどんどん値上がりする中で食材費を買うのもちゅうちょする今現状です。ですので、今回、ごみ袋、3袋分が支給されることになりました。でも、この3袋って上手に使っても4か月ぐらいいしかありません。ですから、これを定期的にまた皆さんに配付できればというふうに思います。この高騰が続いている以上は、そういう政策と一緒に考えていただければなあと思うわけです。

また、予算の中で途中で使い切れていないものがあれば、この予算を組み込むこともできるはずですので、補正で。ぜひそういった意味では、そういうような内容にしていきたいと私は切に思っております。

さらには、生活困窮者も本当に増えていると思います。こういう方々に、先ほどから防災の資機材等も充足させていくために今回、期限切れのものというのが出てくるはずですので、期限切れではありませんが期限が間近なものが出てくるはずですので、そういうものをぜひ供出していただきたい。それは方法としてはいろいろあります。町独自でやらなくてもいい。例えば社協辺りに委託してやるとか、そういうものもいろんな考え方がありますので、ぜひそういう方向性で町民の皆さんに提供できるような体制づくりをしていただきたいということを思っています。御答弁のほうは、よく考えていただいて、その方向性を組んでいただきたいなと思います。

2つ目に入ります。

大変神戸町、国の制度で2人目が半額、3人目は無料ということで、そのようになっているわけなんですけれど、40、50、62名の方ですね。およそあと40名の方がこれに恩恵を被っていないわけなんですけれど、私はそもそも保育料自体を無償化を求めたいと思ったんですが、この制度にすると大変町もぎりぎりの線でやっているというふうに思っておりますので、まず第1段階で給食費の子供たちの無償化を提案したわけです。

その無償化で、これ見ますと40名ちょっとの方が保育料の中に含まれているということですので、例えば例をいいますと東京都ですね。昨年9月から保育料を全て無償化しました。ゼロ歳6か月から2歳までの子たちを昨年9月に東京都がやりました。この状況を見ると、や

はり子供の出生率を高めるためにはこの制度が必要だということもどうも含まれているようです。ですから、他県から子供さんを産むためにわざわざ東京都に来て移住されて、おうちを購入したという方もいらっしゃるという報道も見ております。

そういった意味では、神戸町に少しでも多くの子供たちが集まってくるように、神戸町発信で早くからやるべき内容だと私は思っています。ですから、当面給食費を無償化にし、いずれは保育料を無償化できるような、そんな政策を打ち出していきたい。神戸町独自のものを打ち出していきたいということをおもうわけです。

以上なんですが、町長のお考えをちょっと聞きたいと思います。

○議長（宮川一美君） 町長 藤井弘之君。

○町長（藤井弘之君） 3歳未満児の保育料に神戸町は給食が含まれているという現状を鑑みまして、まず御家庭で保育されている方がほとんどです。これを踏まえまして、やはり子育て全体の公平性ということも考えまして、引き続きこれは調査・研究したいというふうに思っておりますので、御理解いただきますようお願いいたします。

〔10番議員挙手〕

○議長（宮川一美君） 鈴木愛子君。

○10番（鈴木愛子君） 調査・研究ですので、検討ではないですから、これをなかなか進めることはできないと思いますけれど、こういうことから広げていただくことによって人口増も望めるのではないかと考えております。

以上、簡単ではございますが、答弁がなかなか引き出すことができない内容ですので、一つの私の提案として町長、収めていただきたいと思います。以上です。ありがとうございました。

○議長（宮川一美君） これをもって一般質問を終わります。

○議長（宮川一美君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。御苦労さんでございました。

午前11時16分 散会

上記のとおり会議の経過を記載して、その相違のないことを証するため、ここに署名する。

令和8年3月11日

議 会 議 長 宮 川 一 美

署 名 議 員 宮 嶋 健 太 郎

署 名 議 員 大 場 光 晴

令和 8 年 第 1 回 神 戸 町 議 会 定 例 会

(第 3 号)

令和 8 年 3 月 12 日 (木 曜 日)

議 事 日 程 (第 3 号)

令和 8 年 3 月 12 日 (木曜日) 午前 9 時 30 分開議

- 日程第 1 議第 7 号 神戸町職員等の旅費に関する条例の制定について
- 日程第 2 議第 8 号 神戸町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第 3 議第 9 号 神戸町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第 4 議第 10 号 神戸町スポーツ推進審議会条例の制定について
- 日程第 5 議第 11 号 神戸町行政手続条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議第 12 号 神戸町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議第 13 号 神戸町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議第 14 号 令和 8 年度神戸町一般会計予算
- 日程第 9 議第 15 号 令和 8 年度神戸町国民健康保険特別会計予算
- 日程第 10 議第 16 号 令和 8 年度神戸町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 11 議第 17 号 令和 8 年度神戸町障がい福祉サービス事業特別会計予算
- 日程第 12 議第 18 号 令和 8 年度神戸町学校給食事業特別会計予算
- 日程第 13 議第 19 号 令和 8 年度神戸町水道事業会計予算
- 日程第 14 議第 20 号 令和 8 年度神戸町下水道事業会計予算
- 日程第 15 議第 21 号 町道路線の認定について
- 日程第 16 議第 22 号 町道路線の変更について
- 日程第 17 議第 23 号 監査委員の選任について
- 日程第 18 議第 24 号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 19 議第 25 号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 20 議第 26 号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第 21 議第 27 号 人権擁護委員候補者の推薦について

出席議員 (10名)

議 長	宮 川 一 美 君	副議長	大 場 光 晴 君
1 番	深 貝 仁 則 君	3 番	宮 嶋 健 太 郎 君
4 番	小 川 榮 一 君	5 番	西 脇 博 文 君
6 番	林 利 雄 君	7 番	宮 嶋 三 郎 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

町 長	藤 井 弘 之 君	副 町 長	金 指 義 樹 君
教 育 長	岡 田 勝 彦 君	総務部長兼 総務課長兼 危機管理監	河 出 真 志 君
民生部長兼 健康福祉課長	石 原 宏 一 君	産業建設部長兼 産業環境課長兼 企業誘致推進室長	土 屋 典 生 君
教育委員会 調整監兼 生涯学習課長	小 野 健 君	会計管理者兼 税務課長	佐 藤 森 行 君
まちづくり 戦略課長	和 藤 潤 司 君	住民保険課長	末 村 春 美 君
子ども家庭課長	名 和 功 二 君	建設課長	堀 智 君
上下水道課長	山 崎 裕 之 君	教育課長	野 下 あゆみ 君

本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長	竹 下 政 文	書 記	早 野 有 香
--------	---------	-----	---------

○議長（宮川一美君） これより本日の会議を開きます。

議第7号について（質疑・討論・採決）

○議長（宮川一美君） 日程第1、議第7号 神戸町職員等の旅費に関する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑を終わり、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論を終わり、採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議第7号 神戸町職員等の旅費に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

議第8号について（質疑・討論・採決）

○議長（宮川一美君） 日程第2、議第8号 神戸町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑を終わり、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論を終わり、採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議第8号 神戸町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定については、原案のとおり可決されました。

議第9号について（質疑・討論・採決）

○議長（宮川一美君） 日程第3、議第9号 神戸町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑を終わり、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論を終わり、採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議第9号 神戸町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定については、原案のとおり可決されました。

議第10号について（質疑・討論・採決）

○議長（宮川一美君） 日程第4、議第10号 神戸町スポーツ推進審議会条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑を終わり、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論を終わり、採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議第10号 神戸町スポーツ推進審議会条例の制定については、原案のとおり可決されました。

議第11号について（質疑・討論・採決）

○議長（宮川一美君） 日程第5、議第11号 神戸町行政手続条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑を終わり、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論を終わり、採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議第11号 神戸町行政手続条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

議第12号について（質疑・討論・採決）

○議長（宮川一美君） 日程第6、議第12号 神戸町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑を終わり、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論を終わり、採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議第12号 神戸町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

議第13号について（質疑・討論・採決）

○議長（宮川一美君） 日程第7、議第13号 神戸町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑を終わり、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論を終わり、採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議第13号 神戸町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

議第14号について（質疑・討論・採決）

○議長（宮川一美君） 日程第8、議第14号 令和8年度神戸町一般会計予算を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑を終わり、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論を終わり、採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議第14号 令和8年度神戸町一般会計予算は、原案のとおり可決されました。

議第15号について（質疑・討論・採決）

○議長（宮川一美君） 日程第9、議第15号 令和8年度神戸町国民健康保険特別会計予算を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑を終わり、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論を終わり、採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議第15号 令和8年度神戸町国民健康保険特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

議第16号について（質疑・討論・採決）

○議長（宮川一美君） 日程第10、議第16号 令和8年度神戸町後期高齢者医療特別会計予算を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑を終わり、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論を終わり、採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議第16号 令和8年度神戸町後期高齢者医療特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

議第17号について（質疑・討論・採決）

○議長（宮川一美君） 日程第11、議第17号 令和8年度神戸町障がい福祉サービス事業特別会計予算を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑を終わり、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論を終わり、採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議第17号 令和8年度神戸町障がい福祉サービス事業特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

議第18号について（質疑・討論・採決）

○議長（宮川一美君） 日程第12、議第18号 令和8年度神戸町学校給食事業特別会計予算を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑を終わり、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論を終わり、採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議第18号 令和8年度神戸町学校給食事業特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

議第19号について（質疑・討論・採決）

○議長（宮川一美君） 日程第13、議第19号 令和8年度神戸町水道事業会計予算を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑を終わり、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論を終わり、採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議第19号 令和8年度神戸町水道事業会計予算は、原案のとおり可決されました。

議第20号について（質疑・討論・採決）

○議長（宮川一美君） 日程第14、議第20号 令和8年度神戸町下水道事業会計予算を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑を終わり、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論を終わり、採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議第20号 令和8年度神戸町下水道事業会計予算は、原案のとおり可決されました。

議第21号について（質疑・討論・採決）

○議長（宮川一美君） 日程第15、議第21号 町道路線の認定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑を終わり、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論を終わり、採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議第21号 町道路線の認定については、原案のとおり可決さ

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は、質疑・討論を省略し、ただちに採決することに決定しました。

お諮りします。本案は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議第23号 監査委員の選任については、原案のとおり同意することに決定しました。

議第24号及び議第25号について（提案説明・採決）

○議長（宮川一美君） 日程第18、議第24号 固定資産評価審査委員会委員の選任について、日程第19、議第25号 固定資産評価審査委員会委員の選任について、以上2議案を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長 藤井弘之君。

○町長（藤井弘之君） 日程第18、議第24号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてです。

次の者を固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものです。

記として、XXXXXXXXXX氏名、早崎博美さん、XXXXXXXXXX

XXXXXXXXXXです。

3年の任期が令和8年3月17日に満了となるため、再任で7期目をお願いするものであります。

任期は、令和8年3月18日から令和11年3月17日までです。

続きまして、日程第19、議第25号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてです。

前文は前議案と同様ですので、省略いたします。

記として、XXXXXXXXXX氏名、田中英俊さん、XXXXXXXXXX

XXXXXXXXXXです。

3年の任期が令和8年4月29日に満了となるため、再任で3期目をお願いするものであります。

任期は、令和8年4月30日から令和11年4月29日までです。

以上、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（宮川一美君） お諮りします。2議案は、質疑・討論を省略し、ただちに採決したいと思います。これに御異議はありませんか。

○議長（宮川一美君） これより議第26号議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑を終わり、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論を終わり、採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議第26号 人権擁護委員候補者の推薦については、原案のとおり同意することに決定しました。

次に、議第27号議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑を終わり、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論を終わり、採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議第27号 人権擁護委員候補者の推薦については、原案のとおり同意することに決定しました。

○議長（宮川一美君） 以上で、今定例会に付議されました案件は全て議了しました。

これをもって、令和8年第1回神戸町議会定例会を閉会します。

慎重審議、誠に御苦労さまでございました。

午前9時49分 閉会

上記のとおり会議の経過を記載して、その相違のないことを証するため、ここに署名する。

令和8年3月12日

議 会 議 長 宮 川 一 美

署 名 議 員 宮 嶋 健 太 郎

署 名 議 員 大 場 光 晴